

第十六回国会
衆議院

厚生委員會議錄 第九号

昭和二十八年六月二十九日(月曜日)
午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君
理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君
理事長谷川 保君 理事中川 俊思君

越智 茂君 加藤謙五郎君
田中 元君 寺島隆太郎君
安井 大吉君 中野 四郎君
萩元たけ子君 杉山元治郎君
有田 八郎君

出席國務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君

出席政府委員

外務事務官 大江 晃君
(大臣官房長)
外務参事官(大臣
官房議室付)
廣生事務官(大臣
官房議室付)
(保險局長)
久下 勝次君
厚生事務官(引
揚援護庁次長)
田辺 繁雄君
委員外の出席者
厚生事務官(大臣
官房總務課長)
小山進次郎君
専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君
専門員 山本 正世君

六月二十七日

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一一
八号)

未帰還者留守家族等援護法案(内閣
提出第一一九号)

同日

第一類第八号

厚生委員會議錄第九号

昭和二十八年六月二十九日

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
改正に関する諸願(金子與重郎君紹
介)(第一八二七号)

星塚敬愛園の病床増設に関する諸願
(山中貞則君外一名紹介)(第一八二
八号)(金子與重郎君紹介)

未復員患者に生活費支給に関する諸
願(勝間田清一君紹介)(第一八二九
号)

栗生泉園施設整備に関する諸願
(武藤運十郎君紹介)(第一八三〇号)

国立舞鶴病院の給食費引上げの諸願
(柳田秀一君紹介)(第一八三一号)

生活保護法の一部改正に関する諸願
(柳田秀一君紹介)(第一八三二号)

理容師美容師法存続に関する諸願
(島村一郎君紹介)(第一八三三号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
改正に関する諸願(金子與重郎君紹
介)(第一八二七号)

星塚敬愛園の病床増設に関する諸願
(山中貞則君外一名紹介)(第一八二
八号)(金子與重郎君紹介)

未復員患者に生活費支給に関する諸
願(勝間田清一君紹介)(第一八二九
号)

栗生泉園施設整備に関する諸願
(武藤運十郎君紹介)(第一八三〇号)

国立舞鶴病院の給食費引上げの諸願
(柳田秀一君紹介)(第一八三一号)

生活保護法の一部改正に関する諸願
(柳田秀一君紹介)(第一八三二号)

理容師美容師法存続に関する諸願
(島村一郎君紹介)(第一八三三号)

同日

国民健康保険振興に関する陳情書
(秋田県国民健康保険団体連合会理
事長斎藤幸男)(第四二六号)

簡易水道施設に対する国庫補助金の
増額並びに上水道、簡易水道に対す
る起債の拡大の陳情書(全国知事
会会長安井誠一郎)(第四二七号)

らい予防法案に関する陳情書(群馬
県吾妻郡草津町栗生泉園入園者代
表藤田武二)(第四六八号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法改正に
関する陳情書(埼玉県秩父郡遺族連
合会会長塩谷松次郎外三十七名)(第
四九四号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法に基
く遺族国庫債券の資金化促進に関する

陳情書(京都市議會議長竹内忠治)
(第四九五号)

遺家族年金補償を受ける生活保護者
に生活保護費交付の陳情書(京都市
議會議長竹内忠治)(第四九六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

健康保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五〇号)

厚生年金保険法の一部を改正する法
律案(内閣提出第五一号)

船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七二号)

国民健康保険再建整備資金貸付法の
一部を改正する法律案(内閣提出第
八六号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一一
八号)

未帰還者留守家族等援護法案(内閣
提出第一一九号)

厚生行政に関する件

○小島委員長 これより會議を開きま
す。

この際御了解を得ておきたいことが
ございます。前回の委員会において、
中野委員より九州地区の災害について
發言を求められ、同委員より災害状況
の調査のために委員を派遣されたいと
の要望があつたのでありますが、本件
の視察につきましては、本院において
議員を派遣することとなり、昨日すで
に議員団が同地区に出発いたしました。

た。よつて本委員会の委員派遣は、會
期中でもありますので差控えないと
存じますから、以上御了承を願いま
す。

○小島委員長 次に戦傷病者戦没者遺
族等援護法の一部を改正する法律案及
び未帰還者留守家族等援護法案、以上
両案を一括議題として審査に入ります。
まず山縣厚生大臣より趣旨の説明を聴
取したいと存じます。山縣國務大臣。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一
部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭
和二十七年法律第二百七十七号)の一
部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「恩給法の
特例に関する件」を「旧恩給法の特例
に関する件」に改め、同項第二号中
「以下「軍風」という。」を削り、同項に
次の一号を加え、同条第二項中「前
項各号」を「前項第一号及び第二号」
に改める。

三 旧国家總動員法(昭和十三年
法律第五十五号)×旧関東州国家
總動員令(昭和十四年勅令第六

百九号)を含む。)に基いて設立
された船舶運営会の運航する船
舶の乗組船員

第三条第一項第二号中「軍風」を
「前条第一項第二号に掲げる者」に改
め、同条第一項に次の一号を加え、
同条第二項中「前項第二号」を「前項
第二号及び第三号」に改める。

三 前条第一項第三号に掲げる者
については、昭和十七年四月一
日以後船舶運営会の運航する船
舶に乗り組み戦地における勤務
を命ぜられた日から当該勤務を
解かれた日までの期間及び昭和
二十年九月二日以後引き続き海
外にあつて帰還するまでの期間
第四条に次の一項を加える。

3 第二条第一項第三号に掲げる者
が業務上負傷し、又は疾病にかか
つたときは、公務上負傷し又は疾
病にかつたものとみなす。

第七条第一項中「恩給法別表第一
号表ノ四の特例項下第六項症」を
「恩給法別表第一号表ノ二」に、
同条第三項中「軍風」を「第二号第
一項第二号及び第三号に掲げる者(以
下「軍風」という。)」に改める。
第八条の表を次のように改める。

不具廢疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に五八、〇〇〇円以内の額を加え た額	一三三、〇〇〇円	
第一項症		一〇一、〇〇〇円	
第二項症		一〇一、〇〇〇円	

第三項 症	八二、〇〇〇円
第四項 症	四八、〇〇〇円
第五項 症	三〇、〇〇〇円
第六項 症	二四、〇〇〇円

第十二条の見出し中「減額及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「恩給法の特例に関する件」を「旧恩給法の特例に関する件」に改め、同項を同条第一項とする。

第二十二条中「障害年金を受ける権利を有する者で重度の下具廃疾の状態にあるもの」を「軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより重度の不具廃疾の状態にあるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により国立保健所に収容した者から、その実費の一部を徴収することができ

る。

第二十六条を次のように改める。
(遺族年金の額等)

第二十六条 遺族年金の額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき左の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき五千円とする。

一 先順位者が一人の場合においては、二万五千二百円

二 先順位者が二人以上ある場合においては、二万五千二百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき五千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額前項に規定する先順位者を定め

る場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序による。但し、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 先順位者たるべき者が次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が遺族年金を受ける権利を失つた後に限り、適用する。

4 先順位者として遺族年金の支給を受けるべき者が一年以上所在不明である場合においては、同順位者（同順位者がいないときは、次順位者）の申請により、その所在不明中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。

5 先順位者として遺族年金を受け

る者につき当該遺族年金の支給を停止すべき事由が生じた場合において、同順位者があるときは、当該遺族年金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなし、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とみなす。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(遺族年金の返還の免除)

第三十二條の二 死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に遺族年金が支給されているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支給した遺族年金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族と認定され、遺族年金の支給を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、同項の規定の適用を受けることができる。

第三十四條第二項中「旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。」を「旧国家総動員法（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州総動員令（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧東州国家総動員令を含む。」に、「第一

二条第一項第二号」を「第二條第一項第二号又は第三号」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項第二項及び第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定の適用については、第二條第一項第三号に掲げる者の徴用令書を受けた日から徴用を解除された日までの期間（その者の第三條第一項第三号の期間を除く。）をその者の在職期間とみなす。

第三十六條に次の一項を加える。

2 前項の規定により弔慰金を受け

るべき順位にある遺族が、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において生死不明であり、且つ、その日以後引き続き二年以上（その者が昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）までの二年以上）生死不明であるときは、一年以上）生死不明の場合において、同順位者がいないときは、次順位者の申請により、当該次順位者（当該次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を弔慰金を受け得べき順位の遺族とみなすことができる。

第三十七條第一項中「死亡した者が第三十四條第二項及び第三項に掲げるものである場合には、」を「第三十四條第二項から第四項までの規定により支給する弔慰金にあつては、」に改める。

第三十八條の次に次の一条を加える。

(国債の元利金の返還の免除)

第三十八條の二 第三十二條の二の規定は、死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者（第三十四條第二項又は第三項の規定により軍属とみなされる者を含む。）が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に第三十七條に規定する国債の元利金が支払

われている場合に準用する。

第三十九條中「同条」を「同条第二項及び第三項」に、「又はその支給の請求について準用する。」を「又はその権利の裁定について準用し、同条第三項の規定は、第三十七條に規定する国債の記名者が死亡し同順位の相続人が数人ある場合において、その者の死亡前に支払うべきであつた同条に規定する国債の元利金の請求若しくはその支払又は同条に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。」に改める。

第四十六條に次の但書を加える。

但し、国民金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。

第四十八條第二項中「保護に関する書類」の下に「及び第三十七條に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類」を加える。

第五十條中「又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する援護の実施機関が行う。」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する援護の実施機関その他政令で定める者に委任することができ。」に改める。

附則中第九項を削り、第八項中「前項」を「第七項」に改め、同項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の者に対して、その者が、この法律の規定による障害年金又は遺族年金を受ける権利の裁定を受けるまでの間に、同項の規定によつて停止すべき船員保険法の規

定による障害年金又は遺族年金を支給したときは、同項の規定にかかわらず、保険給付として支給したものとみなす。この場合においては、政令の定めるところにより、その障害年金又は遺族年金の額（遺族年金については、前項の規定により停止すべき部分の額）に相当する額を、この法律の規定による障害年金又は遺族年金の額から控除して支給することができ

附 則

1 この法律は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第号。以下「恩給法中改正法」という。）の施行の日から施行する。

2 この法律中第三十四条、第三十七条第一項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

3 この法律中第八條及び第二十六條の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。但し、附則第十項、附則第十一項、附則第十三項、附則第十五項及び附則第十六項に規定する者については、この限りでない。

4 この法律中第十二條の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

5 この法律中第二條から第四條まで及び第七條の改正規定は、恩給法に關しては、昭和二十七年四月一日から、障害年金又は遺族年金に關しては、昭和二十八年四月一日から適用する。

6 改正後の第二十二條第二項の規

定は、厚生大臣が国立保健所に収容した者の昭和二十八年四月一日からの在野について、適用する。

7 改正後の第三十二條の二及び第三十八條の二の規定は、死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者（第三十四條第二項又は第三項の規定により軍属とみなされる者を含む。）が生存していることがこの法律の施行前に判明した場合においても、適用する。

8 改正後の第二條第一項第三号に掲げる者又はその遺族に關し改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第七條（第一項中各号を除く。）、第二十五條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第十一條第二号及び第二十九條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第十三條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五條第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」とする。

9 軍人たるによる障害年金又は軍人若しくは軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金は、この法律の施行の際、現にこれを受ける権利を有する者以外の者には、支給しない。但し、この法律の施行の際、現に軍人たるによる障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による増加恩給を受ける権利を有しないものが死亡した場合に支給すべき遺族年金は、この限りでない。

10 この法律の施行の際、現に障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人たるによる増加恩給を受ける権利を有するものは、この法律の施行の際において当該障害年金を受ける権利を失う。

11 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を受ける権利を有するもの（附則第十三項に規定する者を除く。）は、この法律の施行の際、当該遺族年金を受ける権利を失う。

12 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料を受ける資格を有するもの（同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有するものを除く。）は、厚生省令で定める期間内に厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければ、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失う。

13 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料及び当該軍人又は軍人であつた者が軍人以外の公務員として在職したことにより支給される扶助料（以下「普通扶助料」という。）を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料を選択したときは、その者は、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失うものとし、普通扶助料を選択したときは、その者に支給する当該遺族年金の額は、改正後の第二十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 前三項に規定する者については、同一の事由による公務扶助料を受ける権利の裁定がある日の属する月分まで、この法律の施行の際に受けている遺族年金の額に相当する額を、遺族年金とみなして支給する。

15 この法律の施行の際、現に軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金の支給を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有する遺族があるものについては、その者に支給する遺族年金の額は、改正後の第二十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 この法律の施行の際、現に障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）の規定による年金を受ける権利を有するものについては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改正後の第八條又は第二十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、この法律の施行の際に受けている障害年

金又は遺族年金の額と特別措置法の規定による年金の額の合算額が改正後の第八條又は第二十六條の規定により受けることができる障害年金又は遺族年金の額に満たない場合においては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改正後の第八條又は第二十六條の規定により受けることができる障害年金又は遺族年金の額からこの法律の施行の際に受けている特別措置法の規定による年金の額を控除した額とする。

17 郵政大臣は、当分の間、第四十九條第一項及び第三項の規定により障害年金、遺族年金及び第三十七條に規定する国債の元利金の支払に關する事務を処理する場合において、特に必要があるときは、これらの規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

18 郵政大臣は、前項の場合において同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

19 附則第十七項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手續は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

未帰還者留守家族等援護法案
未帰還者留守家族等援護法案

目次

第一章 総則（第一条―第四条）	
第二章 援護（第五条―第二十八條）	
第三章 調査究明（第二十九條）	

第四章 雑則(第三十条—第三十
六条)

附則

第一章 総則
(この法律の目的)

第一条 この法律は、未帰還者の留守家族に對して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合において必要な療養の給付等を行い、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(未帰還者)

第二条 この法律において「未帰還者」とは、左の各号に掲げる者であつて、日本の国籍を有するものをいう。

一 もとの陸海軍に属していた者(もとの陸海軍から停給、給料又はこれに相当する給付を受けていなくなつた者を除く)であつて、まだ復員していないもの(以下「未復員者」という。)

二 未復員者以外の者であつて、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内に於いて生存していると認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの(自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在つた者を除く。)

2 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者及び同条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されていた者であつて、その拘禁を解か

れまだ帰還していないものは、この法律の適用については、未帰還者とみなす。但し、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。(帰還)

第三条 この法律において「帰還」とは、本邦以外の地域から居住の目的をもつて、本邦に帰ることをいう。

2 前条第二項の規定により未帰還者とみなされる者であつて、本邦において拘禁されているものが、その拘禁を解かれたときは、帰還したものとみなす。

(留守家族)

第四条 この法律において「留守家族」とは、未帰還者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいう。

2 留守家族は、当該未帰還者が死亡して以後に判明した場合において、その死亡の日にかかのぼつて留守家族でなかつたものとして取り扱われることはない。

第二章 援護

(留守家族手当の支給)

第五条 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

2 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基いて行う。

(留守家族の順位)

第六条 留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父

母の順序とし、父母については、養父母は実父母に、祖父母については、養父母の父母は実父母の父母に、父母の養父母は実父母の父母に、それぞれ先だつものとする。

2 先順位者たるべき者が、次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が留守家族手当の支給を受けることができなくなつた後に限り、適用する。

(留守家族手当の支給条件)

第七条 留守家族手当は、未帰還者が帰還しているとすれば、留守家族が主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められる場合であつて、且つ、夫、子、父母、孫又は祖父母については、これらの者がそれぞれ左の各号に規定する条件に該当する場合に支給する。

一 夫については、不具障害であること。

二 子については、十八歳未満であること、又は不具障害であること。

三 父母については、六十歳以上であること、不具障害であること、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができ、直系血族がないこと。

四 孫については、十八歳未満であること、又は不具障害であること。

五 祖父母については、六十歳以上であること、又は不具障害であること。

(留守家族手当の額)

第八条 留守家族手当の月額額は、二千四百円とする。但し、前条の規定に該当する留守家族が二人以上ある場合においては、二千四百円にこれらの留守家族のうち一人を除いた者一人につき四百円を加えた額とする。

(同順位者数人ある場合の支給の申請)

第九条 留守家族手当の支給を受けるときは、これらの者は、同順位者全員のために、そのうち一人を選定して留守家族手当の支給の申請をしなければならない。

(留守家族手当の支給方法)

第十条 留守家族手当は、毎月、その月分を支払ふものとする。

(支給の始期及び終期等)

第十一条 留守家族手当の支給は、留守家族が、留守家族手当の支給を受けることがなくなつたことにより、次順位者に転給する場合においては、当該転給の原因たる事由が生じた日の属する月の翌月(から始め、左の各号の一に該当するに至つた日の属する月で終る。)

一 未帰還者が帰還したとき。

二 厚生大臣によつて未帰還者が自己の意思により帰還しないものと認められたとき。

三 未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたとき。

四 前各号のほか、留守家族手当の支給を受けていた留守家族

が、留守家族手当の支給を受けることがなくなつたとき。

2 留守家族は、未帰還者が死亡したものと確認するに足る資料を得た場合又は左に掲げる事実を知るに至つた場合には、厚生省令で定める場合を除き、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 未帰還者が帰還したとき。

二 未帰還者が自己の意思により帰還しない状態にあること。

3 前項第一号に規定する事実について届出があつた場合において

は、未帰還者が帰還した日の属する月の翌月以後、当該留守家族がその事実を知るに至つた日まで、すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させないことができる。

4 第一項第二号又は第三号の規定により留守家族手当の支給を終えた場合において、その支給の終了前に当該留守家族が第二項に規定する資料を得、又は同項第二号に掲げる事実を知つたものであるときは、その資料を得、又はその事実を知るに至つた日の属する月の翌月以後すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させることができる。

(留守家族手当の額の改定)

第十二条 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、新たに第八条但書の規定により加給すべき留守家族であるに至つた場合における留守家族手当の額の改定は、当該留守家族手当の支給を受

けている留守家族の申請により、当該申請のあつた日の属する月の翌月（当該加給の原因となつた事由の生じた日から一箇月以内に申請があつた場合においては、当該事由の生じた日の属する月の翌月）から行ふ。

2 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、加給の原因となつた留守家族がなくなつた場合又はその数が減じた場合における留守家族手当の額の改定は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から行ふ。

（留守家族手当の支給をしない場合）
第十三条 この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認められるに足りる資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。

（恩給法との調整）
第十四条 未帰還者に関し、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による普通恩給（地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む。）を受ける権利につき裁定があつた場合においては、当該未帰還者の留守家族には、当該普通恩給の支給額の限度において、留守家族手当を支給しない。

（帰郷旅費）
第十五条 未帰還者が帰還したときは、厚生省令の定めるところにより、帰郷旅費として、一人につき千円から三千円まで（十八歳未満の者については、五百円から千五百円まで）を支給する。

（遺骨埋葬経費）
第十六条 未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として、その遺族（遺族がない場合においては、葬祭を行う者）に対し、その者の申請により、死亡者一人につき三千円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前項に規定する遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位は、葬祭を行う遺族があるときはその者を先にし、その者がいないときは配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。

（遺骨引取経費）
第十七条 前条第一項に規定する者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の引取に要する経費として、その遺族に対し、その者の申請により、死亡者一人につき二千七百円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（療養の給付）
第十八条 厚生大臣は、第十六条第一項に規定する者が自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養を要する場合においては、帰還後三年を限り、その者の申請により、必要な療養の給付を行う。

2 前項の療養の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が同項の規定に該当する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに三年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うことができる。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（療養の給付の範囲）
第十九条 療養の給付の範囲は、左の通りとする。

一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 医学的処置、手術及びその他
の治療並びに施術
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送
（療養の給付の機関）
第二十条 療養の給付は、厚生大臣の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、行うものとする。

（診療方針及び診療報酬）
第二十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、療養報酬によることのできないとき、及びこれによることが適当でないとき、診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

（医療費の審査）
第二十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

（報告の請求及び検査）
第二十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対し必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実際に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（療養費の支給）
第二十四条 厚生大臣は、第十八条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急その他やむを得ない事由のため、指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 療養費の額は、療養に要する費用を基準として、厚生大臣が定める。

3 療養に要する費用の額は、指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額の例による。

（療養中の死亡者）
第二十五条 第十八条の規定により療養の給付（前条の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。）を受けている者が、当該負傷又は疾病につき療養を受けている間に死亡した場合においては、第十六条の規定を準用する。

（障害一時金）
第二十六条 第十六条第一項に規定する者が、自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還の際なおつている場合、帰還後三年（療養の給付を受ける者については、その受けることのできる期間）以内になおつた場合又はなおならないがその期間を経過した場合において、別表中欄に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時金として、同表下欄に定める金額を支給する。

（再給付等の禁止）
第二十七条 障害一時金の支給を受

けた者には、同一の事由については、以後療養の給付を行わず、また、重ねて障害一時金を支給しない。

2 同一の事由について、他の法令の規定により障害一時金に相当する給付を受けることができる者は、この法律による療養の給付を行わず、又は障害一時金を支給しない。

3 同一の事由について、他の法令の規定により療養の給付に相当する給付を受けている者には、この法律による療養の給付を行わない。

(報告の請求)

第二十八條 厚生大臣は、療養の給付及び障害一時金の支給(以下「療養の給付等」という。)に關して必要があるとき、療養の給付等を受ける者その他の關係者に對し、必要な報告を求めることができる。

第三章 調査究明

第二十九條 国は、未帰還者の状況について調査究明に努めなければならない。

第四章 雜則

(時効)

第三十條 療養の給付等を受ける権利は、これらの給付事由の生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第三十一條 この法律により援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(非課税)

第三十二條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2 援護に關する書類には、印紙税を課さない。

(本邦)

第三十三條 この法律において「本邦」には、北緯二十九度以南の南西諸島を含むものとする。

(権限又は事務の委任)

第三十四條 この法律の施行に關する厚生大臣の権限又は権限に屬する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)に規定する行政機關の長、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

(省令への委任)

第三十五條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第三十六條 第二十八條の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に處する。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
(未復員者給付法等の廃止)
2 未復員者給付法(昭和二十二年法律第八十二号。以下「旧法」という。)及び特別未帰還者給付

法(昭和二十三年法律第二百七十九号)は、廃止する。

(一般職の職員の給与に關する法律の一部改正)

3 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「公務員給与法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第三項に次の但書を加える。

但し、その者が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

(申請主義の特例)

4 この法律の施行の際、現に旧法(特別未帰還者給付法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。)又は従前の公務員給与法附則第三項(他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。)の規定により、俸給又は扶養手当(以下単に「俸給」という。)の支払を受けている者で、この法律の規定により留守家族手当の支給を受けることができるものに對しては、第五條第二項の申請を要しないで、昭和二十八年八月分から留守家族手当を支給する。

(留守家族手当の特例)

5 この法律の施行後昭和二十八年九月三十日までの間に、留守家族が第七條の規定に該當するに至つた場合において、当該留守家族が、同年十月三十一日までの間に、留守家族手当の支給の申請をしたときは、当該留守家族に對する留守家族手当の支給の始期は、第十一條第一項の規定にかかわらず、当該留守家族が第七條の規定に該當するに至つた日の屬する月

の翌月とする。

6 この法律の施行後本邦に歸つたことにより留守家族となつた者が、本邦に歸つた日から起算して二箇月以内に第七條の規定に該當するに至つた場合において、本邦に歸つた日から起算して三箇月以内に留守家族手当の支給の申請をしたときは、前項と同様とする。

(順位の特例)

7 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、第七條の規定に該當する留守家族である場合には、その者が後順位者である場合においても、その者を先順位者とみなして、その者及び第六條第一項の規定によりその者と同順位にある者に、留守家族手当を支給する。

附則第四項の規定は、前項の者について準用する。

(特別手当)

8 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができる場合においては、その者が及ぶ従前の例によりその者と同順位にある者に對して、昭和二十八年八月以降、毎月、その俸給の額に相當する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がある場合は、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなくなるまでの間、特別手当を支

給しない。

10 この法律の施行後留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつた場合において、他に従前の例による扶養親族たる資格を有する者(この法律の施行後その資格を有するに至つた者を除く。)があるときは、その者に對して、その日の屬する月の翌月以降、毎月、従前の例により計算した俸給の額に相當する額の特別手当を支給する。

11 前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に對して支給するものとする。

12 従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の屬する月の翌月から特別手当の額を改定するものとし、改定後の額については、従前の例による。

13 第十三條及び第十四條の規定は、特別手当について準用する。

14 特別手当は、当該未帰還者につき、この法律の規定による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族があるに至つた場合には、その日の屬する月の翌月以降、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなくなるまでの間、支給しない。

(額の特例)

15 附則第九項但書又は前項に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、第八條の規定にかかわらず、同条に規定する額に、従前の例による扶養親族たる資格を有する者(この法律の施行後その資格を有するに至つた者及び第七條の規定に該当する者を除く。)一人につき四百円を加えた額とする。

16 前項の規定は、この法律の施行の際現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給を支払を受けている者に支給する留守家族手当の額について準用する。

(差額支給)
17 従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員につき、この法律の規定により支給する留守家族手当について、附則第十五項(前項において準用する場合を含む。)又は第八條に規定する額が、左に掲げる額よりも少額であるときは、その差額を留守家族手当に加えて支給する。

一 第二号に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給している俸給の額

二 附則第十四項に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給をはじめた際支給していた特別手当の額

18 前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給

開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、減すべき額については、従前の例による。

(未支給の給付)
19 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給付であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお、従前の例による。

(俸給の返還をさせない場合)
20 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により、俸給の支給を受けていた者が、すでに死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつていたことが判明した場合には、その者が死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日以降の分として、その事実が判明した日までの間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還をさせないことができる。

(療養の給付)
21 第十八條第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても、適用する。但し、その者が療養の給付を受けることができる期間については、従前の例による。

22 この法律の施行前に、旧法第八條の二第一項若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号。以下「旧法中改正法」という。)附則第二條第一項又は旧法第八條の二第二項(旧法中改正法附則第二條

第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認めた負傷又は疾病については、厚生省令で定める場合を除くほか、それぞれ第十八條第二項又は同条第四項において準用する同条第二項の規定による厚生大臣の認定があつたものとみなす。

(指定医療機関)
23 この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。

(指定医療機関以外の医療機関から受けた療養)
24 第二十四條第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた者についても、適用する。

(再給付の禁止)
25 この法律の施行前、他の法令の規定によりこの法律による障害一時金に相当する給付を受けた者には、同一の事由について、この法律による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。

(実績の保障)
26 この法律の施行の際、現に旧法の規定による給付の支給を受けている者で、第二條に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十六條第一項に規定する未帰還者とみなして、その者及びその留守家族に対し、この法律による援護を行うことができる。

27 前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入国したとき(日本国と

の平和条約第十一條に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、拘禁のまま本邦に入国したときを除く。)は、この法律の適用については、その者が帰還したものとみなす。前項に掲げる者で、日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により本邦において拘禁されていたものが、拘禁を解かれたときも、同様とする。

(恩給法との調整)
28 未帰還者が恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一号)附則第二十七條第一項の規定により退職したものとみなされ、同条第二項但書の規定により普通恩給の給付が行われる場合において、当該未帰還者に關し、その退職したものとみなされた日の属する月の翌月分以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。

(陸軍刑法を廃止する等の政令第七條の改正)
29 陸軍刑法を廃止する等の政令(昭和二十二年政令第五十二号)第七條を次のように改める。

第七條 もとの陸軍軍に属していた者であつて、まだ復員していないものは、復員するまでの間、なお、従前の未復員者としての身分を有するものとする。

2 前項の未復員者が帰還し、又は自己の意思により帰還しない

と認められるときは、厚生大臣は、その者の復員に關して必要な手続をとらなければならない。

(厚生省設置法の一部改正)
30 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第二号中「戦没者遺族等」を「戦没者遺族、未帰還者留守家族等」に改める。

第五條第六十四号を次のように改める。

第六十四 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第一号)の定めるところにより、留守家族手当の額を改定し、及び療養の給付の必要の有無を認定すること。

第十四條の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第三十九條の五第一項中「第十四條の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四條の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九條の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九條の八中「第十四條の二第五号」を「第十四條の二第六号」に改める。

(引揚援護法設置令の一部改正)
31 引揚援護法設置令(昭和二十三年政令第二百四十四号)の一部を次

のように改正する。
第二条第二号を次のように改める。
二 戦傷病者、戦没者遺族等の
援護及び未帰還者留守家族等の
援護に関する事務を行うこと

第五条に次の二号を加える。
八 未帰還者留守家族等の援護
に関する調査企画の事務を行
うこと

九 未帰還者留守家族等援護法
(昭和二十八年法律第
号)に基く援護の実施に関す
る事務を行うこと

第六条中第三号を削り、第三号
の二を第三号とする。
(結核予防法の一部改正)

32 結核予防法(昭和二十六年法律
第九十六号)の一部を次のように
改正する。
第三十四条第一項但書中「未復
員者給与法(昭和二十二年法律第
百八十二号)又は特別未帰還者給
与法(昭和二十三年法律第二百七
十九号)」を「未帰還者留守家族等
援護法(昭和二十八年法律第
号)」に改める。
第三十五条但書中「未復員者給

与法又は特別未帰還者給与法」を
「未帰還者留守家族等援護法」に
改める。
(社会保険診療報酬支払基金法の一
部改正)

33 社会保険診療報酬支払基金法
(昭和二十三年法律第二百二十九号)
の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「又は戦傷病
者戦没者遺族等援護法(昭和二十
七年法律第二百七十七号)第十九条
第三項」を「戦傷病者戦没者遺
族等援護法(昭和二十七年法律第
百二十七号)第十九条第三項又は
未帰還者留守家族等援護法(昭和
二十八年法律第 号)第二十二
条第三項」に改める。
(地方自治法の一部改正)

34 地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)の一部を次のように
改正する。
附則第十条第一項中「、その家
族等に対する俸給その他の給与に
関する事務」及び「並びに特別未帰
還者給与法(昭和二十三年法律第
二百七十九号)の施行に関する事
務」を削る。
(地方税法の一部改正)

35 地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。
第二百六十二条第六号を次のよ
うに改める。
六 未帰還者留守家族等援護法
(昭和二十八年法律第
号)の規定により支給を受ける
る金品
第六百七十二号第六号を次のよ
うに改める。
六 未帰還者留守家族等援護法
の規定により支給を受ける金
品
第七百四十四号第十一項及び第
七百七十七号第四項中「特別未帰
還者給与法」を「特別未帰還者給
与法、未帰還者留守家族等援護法」
に改める。
(国家公務員災害補償法の一部改
正)

36 国家公務員災害補償法(昭和二
十六年法律第九十一号)の一部
を次のように改正する。
第一条第一項中「、未復員者給
与法(昭和二十二年法律第二百八
十二号)に規定する未復員者である
職員及び特別未帰還者給与法(昭
和二十三年法律第二百七十九号)
に規定する特別未帰還者である職

員」を「及び未帰還者留守家族
等援護法(昭和二十八年法律第
号)第十六条第一項に規定す
る未帰還者である職員」に改め
る。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一
部改正)

37 戦傷病者戦没者遺族等援護法
(昭和二十七年法律第二百七十七号)
の一部を次のように改正する。
第七条第一項第二号中「未復員
者給与法(昭和二十二年法律第
百八十二号)第八号の二又は未復員
者給与法(昭和二十三年法律第
二百七十七号)附則第二条」を「未帰還者留
守家族等援護法(昭和二十八年法
律第 号)第十八条」に改め
る。
第十二条中「又は未復員者給与
法」を「若しくは旧未復員者給与
法(昭和二十二年法律第二百八十二
号)又は未帰還者留守家族等援護
法」に改める。
第二十九条の次に次の一条を加
える。
(遺族年金支給の特例)
第二十九条の二 軍人軍属又は軍
人軍属であつた者の死亡の事実

が判明しなかつたため、その親
族に對して未帰還者留守家族等
援護法第五条の規定による留守
家族手当又は同法附則第九項若
しくは第十項の規定による特別
手当が支給されてゐた場合にお
いては、当該軍人軍属又は軍人
軍属であつた者の遺族に支給す
べき遺族年金は、当該留守家族
手当又は特別手当が支給されて
いた期間に係る分は、支給しな
い。
第三十四条第三項中「特別未帰
還者給与法」を「旧特別未帰還者
給与法」に改める。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一
部改正に関する経過規定)
28 昭和二十七年四月一日以後この
法律の施行前に旧法第八号の二又
は旧法中改正法附則第二条の規定
により療養を受けることができた
者であつて、同期間内に負傷又は
疾病がなつたもの又はこれらの
規定により療養を受けることがで
きる期間を経過したものに關する
不具障疾の程度の認定及びその者
に支給する障害年金の始期につ
いては、従前の例による。

28 昭和二十七年四月一日以後この
法律の施行前に旧法第八号の二又
は旧法中改正法附則第二条の規定
により療養を受けることができた
者であつて、同期間内に負傷又は
疾病がなつたもの又はこれらの
規定により療養を受けることがで
きる期間を経過したものに關する
不具障疾の程度の認定及びその者
に支給する障害年金の始期につ
いては、従前の例による。

28 昭和二十七年四月一日以後この
法律の施行前に旧法第八号の二又
は旧法中改正法附則第二条の規定
により療養を受けることができた
者であつて、同期間内に負傷又は
疾病がなつたもの又はこれらの
規定により療養を受けることがで
きる期間を経過したものに關する
不具障疾の程度の認定及びその者
に支給する障害年金の始期につ
いては、従前の例による。

28 昭和二十七年四月一日以後この
法律の施行前に旧法第八号の二又
は旧法中改正法附則第二条の規定
により療養を受けることができた
者であつて、同期間内に負傷又は
疾病がなつたもの又はこれらの
規定により療養を受けることがで
きる期間を経過したものに關する
不具障疾の程度の認定及びその者
に支給する障害年金の始期につ
いては、従前の例による。

28 昭和二十七年四月一日以後この
法律の施行前に旧法第八号の二又
は旧法中改正法附則第二条の規定
により療養を受けることができた
者であつて、同期間内に負傷又は
疾病がなつたもの又はこれらの
規定により療養を受けることがで
きる期間を経過したものに關する
不具障疾の程度の認定及びその者
に支給する障害年金の始期につ
いては、従前の例による。

28 昭和二十七年四月一日以後この
法律の施行前に旧法第八号の二又
は旧法中改正法附則第二条の規定
により療養を受けることができた
者であつて、同期間内に負傷又は
疾病がなつたもの又はこれらの
規定により療養を受けることがで
きる期間を経過したものに關する
不具障疾の程度の認定及びその者
に支給する障害年金の始期につ
いては、従前の例による。

28 昭和二十七年四月一日以後この
法律の施行前に旧法第八号の二又
は旧法中改正法附則第二条の規定
により療養を受けることができた
者であつて、同期間内に負傷又は
疾病がなつたもの又はこれらの
規定により療養を受けることがで
きる期間を経過したものに關する
不具障疾の程度の認定及びその者
に支給する障害年金の始期につ
いては、従前の例による。

28 昭和二十七年四月一日以後この
法律の施行前に旧法第八号の二又
は旧法中改正法附則第二条の規定
により療養を受けることができた
者であつて、同期間内に負傷又は
疾病がなつたもの又はこれらの
規定により療養を受けることがで
きる期間を経過したものに關する
不具障疾の程度の認定及びその者
に支給する障害年金の始期につ
いては、従前の例による。

別表

障害の程度	障 害 の 状 態	金 額
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廢したもの 三 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五 半身不随となつたもの	三八、〇〇〇円

第二級	障 害 の 状 態	金 額
二	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの	三四、〇〇〇円

第三級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残したもの 三 精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 五 十指を失つたもの	三〇、〇〇〇円
第四級	一 両眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 十指の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの	二七、〇〇〇円
第五級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 一上肢を腕関節以上で失つたもの 三 一下肢を足関節以上で失つたもの 四 一上肢の用を全廃したもの 五 一下肢の用を全廃したもの 六 両足の指を全部失つたもの	二四、〇〇〇円
第六級	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの 四 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指を失つたもの	二一、〇〇〇円
第七級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の語声を解することができないもの 三 精神に障害を残し軽易な労務のほか服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務のほか服することができないもの 五 一手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を失つたもの	一八、〇〇〇円

第八級	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 脊柱に運動障害を残すもの 三 神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な労務のほか服することができないもの 四 一手のおや指をあわせ二指を失つたもの 五 一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上の用を廃したもの 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 七 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 八 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 九 一上肢に仮関節を残すもの 一〇 一下肢に仮関節を残すもの 一一 一足の指の全部を失つたもの 一二 脾臓又は一側の腎臓を失つたもの	一五、〇〇〇円
第九級	一 両眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八 一手のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指を失つたもの 九 一手のおや指をあわせ二指の用を廃したもの 一〇 一足の第一指をあわせ二指以上を失つたもの 一一 一足の指の全部の用を廃したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの	一二、〇〇〇円
	一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	

第一〇級 四 鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの 五 一手のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の二指を失つたもの 六 一手のおや指の用を廢したものの、ひとさし指を失つたものの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廢したものの 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八 一足の第一指又は他の四指を失つたもの 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 九、六〇〇円	第二級 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四〇センチメートル以上では尋常の語声を解することができないもの 五 脊柱に奇形を残すもの 六 一手のなか指又はくすり指を失つたもの 七 一手のひとさし指の用を廢したものの又はおや指及びひとさし指以外の二指の用を廢したものの 八 一足の第一指を失つたもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの 七、二〇〇円	第二級 一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歳以上に対し齒科補綴を加えたもの 四 一耳の耳鼓の大部分を欠損したもの 五 鎖骨、肋骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長骨骨に奇形を残すもの 四、八〇〇円
--	--	---

備考

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力につ

いて測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廢したものとは、指の末関節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足指の用を廢したものとは、第一指は末関節の半分以上、その他の指は末関節以上

第一三級 一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの 四 一手の二指を失つたもの 五 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの 六 一手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの 七 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第三指以外の一指又は二指を失つたもの 一〇 一足の第二指の用を廢したものの、第二指を失つたものの又は第三指以下の三指の用を廢したものの 一一 一足の第一指又は他の四指の用を廢したもの 一二 局部に強固な神経症状を残すもの 一三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 一四 女子の外貌に醜状を残すもの 三、二〇〇円	第一四級 一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの 二 三歳以上に対し齒科補綴を加えたもの 三 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 四 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 五 一手の二指の用を廢したもの 六 一手のおや指及びひとさし指以外の指骨の一部を失つたもの 七 一手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一足の第三指以下の一指又は二指の用を廢したもの 九 局部に神経症状を残すもの 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの 一、六〇〇円
---	---

○山縣國務大臣　ただいま議題となり
ました戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律の提案理由につい
て、御説明を申し上げたいと思いま
す。

戦傷病者、戦没者遺族等の援護につ
きましては、第十三国会において、戦
傷病者戦没者遺族等援護法が成立いた
しまして、昨年四月一日から施行いた
されたのでありますが、いまだ十全と
は申せないにいたしても、国家補
償の精神に基く処遇が行われるに至つ
たことは、これらの方々の心情と生活
の表情に顧みまして、まことに喜びに
たえないところであります。今回、援
護の措置をさらに強化いたしますこと
ために、この法律の一部を改正すること
にいたしました、ここにその理由並
びに内容の概要について御説明をいた
します。

第一に、太平洋戦争中旧國家總動員法に基いて設立いたしました船舶運営会の運航いたします船舶の乗組船員は、戦時中軍人軍属と同様の戦争危険にさらされまして、兵員、軍需物資等の輸送に当り、また前線作戦に参加する等まつたく軍人軍属と同様の任務に服していたものであります。その危険の程度は、軍人のそれに比較いたしましたのであります。これらの事情にかんがみまして、右の船員を、この法律の援護の対象とすることがきわめて緊要と存ぜられますので、新たにこれを

第二に、年金額を、本国会に提案されていまず恩給法の一部を改正する法律によります旧軍人の増加恩給、公務扶助料の額ともならみ合せまして、現在の国家財政の許す範圍においてこれを引上げ、援護の強化をはからんといたしておるのであります。すなわち、障害年金につきましては、不具廢疾の程度に應じ、九万四から二万四千円でありましたのを、十八万一千円から二万四千円に、遺族年金につきましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序により先順位者その他の遺族に区分いたし、一人につき二万五千二百円、五千円にいたそうとするものであります。

第三に、旧軍人恩給の復活に伴ひまして、従前この法律によつて援護いたしておりました旧軍人またはその遺族につきましては、原則といたしまして恩給法に転移することに相なつておりますが、これに伴ひまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法によります援護と恩給法によります恩給との間に、支給対象の重複等が生じますので、所要の調整を行い、その間隔離開隙の生じないように措置いたしましたことであります。

なお、この法律は、恩給法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでありまするが、新たに軍属の範圍に加えました船舶運営会の運航する船舶の乗組船員の遺族に支給する弔慰金の支給につきましては、昭和二十七年四月一日に、これらの遺族等に対する年金の支給並びに年金額の引上げ等につきましては、本年四月一日にさかのぼつて適用することいたしました。

次に、これらの措置を講じますのに必要な経費につきましては、障害年金支給に要します経費約二十八億円、遺族国庫債券の元利金支払いに要する経費約百三十億円、更生医療等に要する経費約五億円、その他必要な事務費が昭和二十八年度予算に計上されているのであります。

以上提案理由につきまして御説明を申し上げた次第であります。

次に、ただいま議題となりました
未帰還者留守家族等援護法の提案理由
について御説明を申し上げたいと存じ
ます。

従来未帰還者のうち、もとの陸海軍に属していた者でありまして、いまだ復員いたしていない者、すなわち未復員者に対しては、未復員者給与法が適用いたされておつたのであります。なおまたソ連及び中共地域内の邦人でありまして、ソ連地域内の未復員者と同様の実情にありまする者、すなわち特別未帰還者に対しては、特別未帰還者給与法が適用いたされておつたのであります。これによつて本人に対しまする俸給月額千円と扶養手当を一定の親族に支払ふことによつて、留守家族の援護が従来行われておつたのであります。

でも、留守家族援護の見地から、一般職の職員の給与に関する法律の規定に基きまする人事院規則が適用されておりまして、その扶養親族には、月額二千四百三十八円から一万八百八円までの俸給に加えて扶養手当が支払われておるのであります。しかしながら終戦後すでに相当の年月を経過いたしました今日におきましては、このような

俸給支給の建前はきわめて不自然な姿と相なつておるのであります。これによつて種々不都合も生じておりますので、むしろこの際、今日の段階におきましては、端的に留守家族というものを留守家族として援護するという見地から措置いたしますことが妥当である、こう思料いたしますのであります。よつてこの際これらの法令を廃止いたしまして、留守家族そのものを対象とい

たしまして、より実情に即した援護を行ひますことは当然必要と考えまするとともに、従来未復員者給与法等によつて行われておりました各種の給与

と、同様の援護を行うことを目的とい
たします。未帰還者留守家族等援護法
を制定いたさんとするものであります。
次に、この法律案の大意について御
説明を申し上げます。まずこの法律案
で規定いたします未帰還者の範囲に
ついてであります。第一は、もとの
陸海軍に属しまして、まだ復員いたし
ていない者、第二は、昭和二十年八月
九日以降ソ連、中共同域において生存
いたしておつたと認められる資料があ
る一般邦人でありまして、しかも自己
の意思によつて帰還しないと認められ
る者以外の者、第三には、平和条約第
十一条に掲げます裁判によつて拘禁

されてゐる者を含むのであります。次に、この法律案による援護を受けることが出来る留守家族の範圍未帰還者が本邦に残しておりまする妻、不具廢疾の夫、十八歳未滿または不具廢疾の子、六十歳以上または不具廢疾の父母、配偶者がなく、かつ扶養する直系血族のない父または母、十八歳未滿または不具廢疾の孫及び六十歳以上または不具廢疾の祖父母でありまして、未

帰還者が帰還しているとすれば、主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められるものであります。したがって、これらの留守家族のうち先順位者に對しまして、留守家族手当といひまして月額二千円を支給し、なおまた、他に前述の留守家族があります場合には、これらの者に對して一人当り月額四百円を加給することといはしてゐるのであります。

ながこの法律案に申します未帰還者のうちには状況不明となつてゐる者をも含んでいるのでありますが、長年月にわたつてその状況が判明しない未帰

還者につきましても無期限に留守家族手当を支給するということは、必ずしも当を得た措置とは申されませんので、この法律案におきましては、留守家族が留守家族手当を受けることができる期間を一定期間に限定いたしているのであります。しかしながらもとより政府といたしましては、未帰還者の状況の調査究明につき、今後とも努力いたさなければならぬところでありますので、特にこの法律案におきましては、国は未帰還者の状況について調査究明に努めなければならぬ旨の規定を設けている次第であります。

次に、この法律案によります援護とい

たしまして、未帰還者が帰還いたしました。未帰還者とは、戦時中に出征した兵士が、戦後になっても帰国しなかったことを指します。未帰還者の数は、戦後しばらくの間は多くいましたが、その後、徐々に減少してきています。未帰還者の多くは、戦時中に出征した兵士の家族や、戦時中に出征した兵士の友人や知人によって、戦後になっても帰国しなかったことが原因とされています。未帰還者の多くは、戦時中に出征した兵士の家族や、戦時中に出征した兵士の友人や知人によって、戦後になっても帰国しなかったことが原因とされています。

には、最高三万八千円から千六百円までの障害一時金を支給いたし、なおまた外地において右に述べた状態にあつた未帰還者が死亡いたしました場合には、その遺族に対し遺骨埋葬経費として三千円、遺骨引取り経費として二千七百円を支給することにいたしておるのであります。

なおまた未復員者給与法、特別未帰還者給与法の廃止及び未帰還政府職員に對します給与の支給をやめたのに伴ひまして、従前これらの制度によつて俸給等の支払いを受けていた者が、この法律案によつて留守家族手当の支給が受けられない場合におきましては、あるいはまたその額がこの法律施行の際、従前受けていた額よりも少い場合におきましては、従前の実績を保障いたしまして、かつ恩給法の一部改正、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正等に伴う調整、その他二、三の点について所要の措置をとつておるのであります。

これらの措置の施行に要します経費は、全額国庫負担でありまして、留守家族手当の所要経費六億六千万円、帰郷旅費の所要経費六百万円、遺骨埋葬経費及び遺骨引取り経費の所要経費五千八百万円、療養費、障害一時金等に要します経費三億一千万円、廃止した旧法令に基く未支給分の給与及び旧法令からこの法律への切りかえにあつたの実績保障に要します経費、その他二億六千万円、事務費三百万円、計約十二億九千七百円を計上いたしておる次第でございます。

以上がこの法律案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第でございます。

あります。
○小島委員長 両案の質疑につき、法案が提出になつたばかりであります關係上、この質疑は次会に譲ることいたします。

○小島委員長 次に健康保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、前会に引続き質疑を続行したいと存じます。杉山元治郎君。

○杉山委員 先般の同僚議員の質問によつて大體積立金の運用の問題についてよくわかつたのであります。が、なお念を押してもう一度聞いてみたいと思ひます。これは、こういう社会事業による積立金を、一般の国家の運用資金に繰入れることは、私どもは、はなはだ當を得ないものであり、どうしてまでもこうした資金はやはり還元して社会福祉のために用ひべきものだ、こういうふうに考えるのであります。この点について、もう一応政府はそういう方面に今後なお努力をして行くかどうか。今資金運用部資金の中に入られれば、概してこれは大きな資本家の方に利用されている点が多いと思うのであります。むしろこういう金こそ、いわゆる気の毒な人のために、特に社会福祉のために使ひべきものである、こういう考え方を私は持つております。

が、どこまでも政府は、これは従来通り國家にまかして、國家全体の運用にまかすべきものだ、こういうお考えでお進みになるのかどうか、その点をまずお聞きしたいのであります。
○久下政府委員 お答えを申し上げます。厚生年金保険の積立金につきま

ては、先日申し上げたのでございすが、私もどなたも申し上げては、今お話をうな意見が各方面にありますが、ことも同つております。ただいまの積立金の管理並びに運用のやり方につきまして、これを根本的に変更した別の方で進むということにつきましては、ただいままだ私どももいたしましては検討中でございます。その面につきましてはもう少しいろいろ／＼な面から検討させていただきたいと思つております。ただ実際の運用の面におきましては、ただいまの御趣旨が、ごく一部ではあります。が、実現をされていのでございまして、前回にも申し上げましたように、昭和二十七年年度におきましては、勤労者住宅及び勤労者の医療施設のために十六億円の還元融資が行われております。昭和二十八年度の資金運用計画におきましても、数日前の審議会におきましても、やはり同様の施設に對しまして合計二十五億の還元融資をいたすことに、新計画がきまりました次第でございます。さうに漸次この金額は許します限り増額をいたしまして、しかし全体から見れば、あるいは一部という考えがあるかもしれませんが、漸次この還元の融資の額を増加をいたしまして、少しでもただいまの御趣旨に沿うようにいたしたいと思つております。

○杉山委員 今お話のように、われわれ一般庶民階級ばかりでなしに、いわゆる資本家側に立つ使用者側も、社会福祉方面のために利用すべきものである、こういうことを強く要望しておる、こういうのであります。そういうような意味合いにおいて、今お話のように、運用資金をもつと社会福祉のために利用するようにはしてもらいたいと思つております。が、今お話のような金額では、積立金のいわゆる一割か一割五分、二割にも行つておらないと思つてありまして、そういうような少額では、運用の妙味を発揮しておらないと思ひます。今お話のように、この割合を少しももつと／＼多くしていただきたというところを要望いたしますとともに、それについて私伺つておきたいのであります。が、近く融資方面において医療金融公庫というものをつくる予定になつておるようでありまして、こういうことこそ、医療の面にい／＼／＼やつて行くという医療関係の人たちのやはり援助のためになる公庫でありますので、こういう方面に政府は今申し上げたような積立金の一部分を出すつもりがあるかどうか、あるいは大臣がおられれば聞きたいと思つたのであります。が、そういう点を一応伺つておきたいと思つたのであります。

○久下政府委員 ただいまの御質問に對しまして私の立場からお答えをいたすのはいかかかと存じますが、ただ若干他に似通つた事例もございするもので、私の所見を簡単に申し述べておきたいと思ひます。
厚生年金保険の積立金が資金運用部に預託されまして、資金運用部の資金としてい／＼／＼な面に融通されているわけでありまして、医療金融そのものにつきましては、ただいまきまつております方針は、一般会計から資金を貸し出すことになつておるのであります。資金運用部の資金もまたその方面に出すことは不可能ではないと思ひま

す。と申し上げますのは、先ほど申しました昨年度及び本年度の厚生年金保険の還元融資として、勤労者住宅のために直接私の方の手を通じて還元融資されるもの、そのほかに御案内だと思ひますが、産業労働者の住宅建設法が今度の国会に提出されているはずであります。その意味で、一般的に資金運用部の資金がその方面にも貸し出されております。これは見ようによりますると、同じ目的のために二つの方法がとられているのであります。が、資金運用部の資金を一般労働者住宅として住宅金融公庫を通じて貸し出します場合には、私も申し上げております還元融資という問題とはやや性質が違つておりますので、私どもの方で昨年度及び本年度還元融資をいたします住宅資金は、直接厚生年金被保険者の利益になるように、もつぱらその人たちに利用せられるために貸すという特別な性格を持たして行つておられます。一般の方で考えます場合には、還元融資ということはかりにありまして、一般労働者を対象とすることでありまして、必ずしも厚生年金被保険者に限定をすることは性質上できないわけではなかつたかと考えまして、そういう意味合いにおきまして、これは重複しまして、私の方としては、ぜひともこの還元融資は別の手段で私の方の手を通じてやつて行きたいと考えているような次第でございます。医療金融につきましても同様のことか言えると思つてございまして、その意味におきましては厚生年金被保険者の利益に直接役立つ医療施設のためには、昨年度六億四、本年度はまた具体的金額は決定いたしておりませんが、二十五億のうちから

相当の金額を医療機関のために融資する予定でございます。そういうふうな一般の医療機関としての考え方では、厚生年金被保険者の利益というものを第一義的に考えた還元融資と、制度的には現在重複して行われているわけでありまして、さように御了承願います。

○杉山委員 次に単価の問題でひとつ伺いたい。御承知のように甲地、乙地で一円の価格が違っておりますが、これはどういふ基準で一円の差ができるようになるのであります。もし一円の差のできた基準がわかりになるなら知らしていただきたいと思ひます。

○久下府委員 社会保険診療報酬に甲地、乙地の別がございまして、甲地となつておられますのは、六大都市及びこれと隣接する都市に限定をされておるのであります。もと／＼この制度ができたのは、そうした地域におきましては一般に生活の費用も高うございまして、従つて医療費も当然他の地域に比較して高くあつてしかるべきであるという考え方のもとにできておるのでございまして、今日しさいに物価指数等を検討いたしますと、この考え方は若干歴史的なものになつてしまつておりました、私も自身が、実は現在の甲地、乙地の区分が、そうした物価指数と本来あるべき理由から考へました場合には、幾分不合理の点が出て来ているというのを認めておるのでございまして、さりとてこれを根本的に検討いたしましたときには、現在甲地域になつておりましたところでも、他との比較におきましては乙地域になつてしかるべきところがあると思ひます。

す。また現在乙地域でありますところを甲地域にしなければならぬような場所もございまして、さうな関係で、私も思ひましたのは、たゞ／＼社会保険診療報酬の問題が甲地、乙地の区別以外の地域差の問題、例をあげて申し上げますと冬季暖房料等の問題、こういうこともございまして、またその他社会保険診療報酬全体の問題がたゞいま／＼な方面から話題に上つておられるのであります。これを専門に検討する審議会を設けられておるようないきさつもございまして、ただいま申し上げた不合理は認めておるのでございまして、この不合理を是正いたしますために、根本的に他の問題ともあわせて検討をいたしつづつあるところでございまして。

○杉山委員 根本的な改正は、お話のように審議会などの答申を経てぜひやつていただきたいと思ひますが、御承知のように、人事院の今日の一般官公労のいわゆる地域差の問題、そういうようなあれにおいてすでに最高級の五級地になつておるところがやはり乙地になつておる。私の大阪においてもあるわけでありまして、そういうようなところはさつ／＼に政府の方で、これは省令でできることであると思ひますが、引上げるような用意があるでしようか。

○久下府委員 実は杉山先生御案内だと思ひますが、大阪市の周辺都市の甲地編入の問題が二、三年前からやかましい問題になつております。そのために私も思ひましたのは、いろいろ／＼大阪市の周辺都市の問題につきましては、しさいに検討してみたのであります。今お言葉の中にあります

したように、公務員の地域差給手の五級地に該当いたしますところは、大阪府下にもたくさんあります。しかし、これをまた物価指数の面から見ますと、必ずしもそれが合理的であるとも考えられない面もございまして、一方先ほどから申し上げておりますように、これはひとりで大阪だけの問題でございまして、他の公務員の給手の五級地になつておるところが、私の方の関係では乙地になつておられるところがある。大阪市と直接接を接しておりますもの、言葉をかえて申し上げますと、大阪市と一体と考えられるような地域だけを先般甲地域に編入したのであります。爾余の問題につきましては、この問題を審議いたしました中央社会保険医療協議会におきまして、委員の方から発言がありまして、今後の問題としては個々別々に各都市を取上げて検討をするということになしに、先ほど私が申し上げたように、全体の問題として根本的な調整を加えてもらいたというふうな発言がございまして、全委員が了承をされ、一種の決議のような形になつておるような事情もございまして、私も思ひましたのは、今すぐ／＼そういう意味で、御引例の公務員給手の五級地は即ちこちらの甲地域であるというわけに参らない実情もありまして、また取扱ひの方針が、今のようない医療協議会の決定もありまして、うなななであります、ただいま述べたような一般的な問題として検討を進めておる次第でございまして。

○杉山委員 全般的な問題は、今お話のようにいろいろ／＼と御審査を願つてつけようと思ひますが、今もお話のように、大阪の周辺のごときは、生活指数から見ても、決して市内より低いということはない、むしろ逆に高いというふうなJPSが出ておるような状態でありまして、そしてまた人事院の方ではつきりと五級地になつておるにかかわらず、歯科の部分だけが、あるいは医療の部分がつう／＼うに乙地になつておるということは、非常に不合理だと思ひます。非常に一部は御編入くださいましたけれども、まだ／＼／＼という部分が多いと思ひます。また全般的にもさういふところが多いと思ひますので、この点はやはり至急にお考えをいただいて訂正をしていただきたいと思ひます。

な。お今の十一円五十銭の単価では十分医療ができない、さういふことは御承知のように／＼／＼先年からもめて来ておりますので、特に私の関係いたしましたおきます歯科診療のごときも、これは御承知のように義手義足と同じように、やはり完全になおしてやらなければ十分機能がでない、これは十分になおすことができない。もしなおすことができないとするなら、何か特別な方法を認めると申しますか、あるいは本人に一部負担でもさして、完全に健康保険でおなすようにさす、さういふような便法でも考える意図はないでしようか、どうでしようか。

○久下府委員 地域差の問題につきましては、私が先ほど全般的と申し上げましたのは、ひとりでこの問題は大阪市の周辺都市のみならず、他にもいろいろ似かよつた事例がございまして、

で、さういふ問題は一括してというふうな考えであります。この辺は御了承願ひたいと思ひます。結果といたしまして十分御趣旨に沿うように努力したいと考えております。

それから特に歯科診療報酬単価についてのお尋ねでございますが、単価問題につきましてはいろいろ／＼各方面から同趣旨の御意見がございました。現在の単価が低きに失するのではないかと、さういふ御意見もございまして、また一面低いにいたしましたも、それほどないといふような数字も出ておるのであります。これは私も思ひます、ひとりで単価の問題としてだけ問題を解決していいのか、御案内のように、点数の問題にもからみ合うことであると思ひます、いろいろ／＼な事情とからみ合せをいたしまして、せつ／＼検討いたしておるわけでありまして、ただいまのところとしては、今急にこれを改訂をし、あるいは増額するといふような結論は出ておりません。

繰返して同じようなことを申し上げて恐縮でございますけれども、点数の問題、単価の問題、双方からみ合う問題でございますので、それらの問題とも勘案をし、さらに先ほどお話の地域差の問題ともからみ合つて参りますので、さういふ点で複雑な問題にはなるのでありますけれども、さうした観点から全体の問題として、至急に結論を得なければならぬと考えております。

時期的な問題としてはおそろくお尋ねがあると思ひますが、実は本年春所得税の課税に連関をいたしまして閣議了解が行われております。所得率を三〇％程度に見るといふような閣議了

解がございました。これにつきまして、そのときの閣議了解の第二項に、昭和二十九年の所得税徴収に關連をいたしましては、至急二十八年中に診療報酬の問題について検討をしようというふうな閣議了解もある次第でございます。こういうふうな關係から、私どもとしては、いづれにいたしましても、単価の問題と申しますか、社会保険診療報酬の全般の問題につきまして、この秋ごろには真剣に話し合いをしなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

○杉山委員 今、税金の問題が出ましたが、いわゆる社会保険の明瞭な報酬は、無税に地方でもしていただいているのでありますが、御承知のように、お一部負担から来る収入に対しては、従来通り税金がかつて来ておると思ふのであります。これに對し何か特別のそういう免税なり、減税なりする処置を、厚生省でお考えになつておるかという点を一応伺いたいと思ひます。

○久下政府委員 一部負担の問題につきましては、現在の税法の建前、税法の建前と申しますよりも、そこも含めましますと、府県社会保険外診療の問題と同じようなことになつて参りますので、そこまで減税あるいは免税の対象とするという事は、現状では困難ではないかと思つております。

○小島委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 今の杉山委員の質問にも關連するものでありますが、医師が都市に集中して僻地に参りません理由は、申すまでもなく収入の問題でございます。従つて今の甲地、乙地の問題でありますが、僻地に医師を定住せしめるためには今の反對の考え

方、僻地の方の診療報酬単価、一点、単価の問題等につきまして、特別な考慮をしなければならぬじやないかというふうに思ふのでありますが、これについて当局はどういうふうにお考えになつておりますか。

○久下政府委員 医師を適正に僻地にも配置をされるように、特別な措置をするということにつきましては、むしろこれは一般医療行政の問題として検討すべき問題だと考へます。私の方といたしましては、社会保険の単価をそういうことで差等をつけるということとは、ただいまのところ考へておりませんし、非常に困難性があるのじやないかと思ひます。ただ御案内のように、国民健康保険の制度の実施のために、無医地域に對して診療所を設置するといふために、国から助成をいたしてお

ります。こういうことは医師そのものではございませぬけれども、医師の働く場所を保障の制度によつてつくつて行くといふこともございします。目的はそれによつて相当しておると私は思ふのでございします。しかしながらこれは根本的の措置ではございせんため、まだ今日相当な無医村がある実情でございします。この点につきまして、私どもの方の關係の医務局とも相談をいたして、国民医療の一般の問題として、私ども当然考へて行くべき問題と思つております。

○長谷川(保)委員 医療行政全般の問題としまして、ただいまの問題を考へるといふことはよくわかりますが、同時に僻地に對しましては、国民健康保険組合をつくり、特にその直營の診療所をつくることは非常に大事だと思ふ。またできるだけその僻地の近い

ところの中心になりますような所に、綜合病院のようなものをつくることも必要だと思ふのでありますが、いづれにいたしましても僻地に医師が行かないという情勢について、一点単価の問題かあるいは点数の問題か、特別な考慮を払わなければならぬと私は思ふのでありますけれども、これについてどう考へておりますか、繰返すようでありませぬ。

○久下政府委員 僻地に医師を置きましますために、社会保険で特別な手当なりを考へるために、報酬支払いの面で考へてございしますが、そういう問題のためには社会保険で特別な措置を講ずるといふことは、社会保険そのものとしては非常に困難があるのじやないかと思つております。ただ国民健康保険をやつておられますような町村におきまして、医師に對して特別な報酬を出していただく、他よりも高い報酬を出していただくというふうなことは考へられると思ふのでありますけれども、これはそれだけの医療機関を運営いたしまし

す責任者の立場の問題でございまして、それを社会保険制度としてカバーするといふこと、特に健康保険の面でそういう点を問題にするといふことは、少し違ふと思ふのであります。国民健康保険の問題は、もう私が申すまでもなく各村々の問題、村々の責任のことであります。これは實際問題としては保険料なり何なりに転嫁されまして、個々の町村で考へておることと思ひます。しさいに検討いたしてお

りませぬけれども、僻地で医師を得ようといふことは、当然手当てに類するようなものを増額して出す必要があ

らうと思ひますので、これは各村々で考へて行くであらうと思ひます。私どもの直接關係をしております健康保険の面におきましては、単価の問題についてそこまで考慮を払ふことはまだ考へておりません。

○長谷川(保)委員 国民健康保険の診療報酬が、健康保険の診療報酬に準じていることは御承知の通りであります。そこで今の問題を伺つたわけでございますが、たとえば往診の点数、往診の距離その他の条件を勘案いたしま

す点数等の改正をすべきだと私は思ふのです。そういう問題を解決しないと、僻地の医療の問題がどうしてもスムーズに行かないのじやないかと思ふのです。いかがなものでございませう。

○久下政府委員 お話のように、往診料の問題は、診療担当者側から非常によく言われてゐるのであります。私も私どもとしても現在のようなり方は絶対的に正しいと思つてゐるのではないのであります。結局、そういう問題も含めまして診療報酬全般の問題として検討をしておるということ

で、御了承願ひたいと思ひます。○長谷川(保)委員 それでは問題をも少ししかえまして、単価の引上げのうわさが最近またにございしますが、これについてどういふような考慮をなさつていらつしやいますか。ありのままにお伝えを願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 一、二さうな風聞が雑誌等に出現して、私ども実は非常に迷惑をいたしておるのであります。まだ単価の問題につきまして、これを増額するといふようなことについて、何ら具体的な結論を得ておりませ

ん。私どもとしては、先ほど来申し上げておりますように、現在のところは一体単価問題として、診療報酬を解決すべきであるか、もつと点数問題を含めて、あるいは支払の方法までも考へ直して行く、そういうふうな全体の問題として今、各方面から検討しているというのが実情でございます。そのほかに何ら結論は出ておりませんので、一部に伝わつておりますことは完全な誤報でございしますことを、この際申し上げておきます。

○長谷川(保)委員 厚生年金保険の問題であります。この標準報酬を三万六千円まで引上げるとすると、どういふような影響が出て参りますか。

○久下政府委員 三万六千円に引上げます影響はいろいろ面に現れて来るのであります。もと／＼申し上げるまでもなく、厚生年金保険というのは、報酬に比例した給付が行われるのが原則的な建前でございします。従いまして報酬を引上げますれば、被保険者に対する給付もそれだけ増して来るわけでございます。現在のように八千円にとどめておきますれば、八千円を基準とした給付になります。給付の面において増額が出て参ります。それからもとより標準報酬を引上げますと、一定の比率で保険料の徴収をいたしま

すために、労働者、事業主双方に負担が増加して参ります。三万六千円にいたしましたために、どのくらい金額が増加するかといふことは、ちよつと時間を置いていただきますればお答えができます。

○長谷川(保)委員 八千円に標準報酬の最高をとめておくといふことで、今度の改正案が出ておるわけでありま

○久下政府委員　今度の一部改正は、主として健康保険法の改正に関連をする問題にとどめたのでございます。実

り傷病手当金のような標準報酬に比例する部分もございますけれども、本質的な健康保険の給付は療養費の給付、

えておりましたのは、昭和二十三年現在の標準報酬の改訂がございました、それ以前の標準報酬はないものとして、

れは何としても相互扶助の保険制度でございまして、その方面は原則的に保険料でまかない、しかも国庫の負担

のであります。当時大まかな計算ではありますけれども、今後四十年近くたちまして、厚生年金保険の給付がピー

夕になりました時期におきましては、年間の年金給付額が二千四、五百億円に上る計算でございます。そうなりまじした場合に、今後の給付の増額分を一切国庫負担に持つて行くという事は、年金制度の根本の考え方と私ども合わないと思つたのであります。現在の一割、二割という様な低い負担で、いとも考へておりませんけれども、かといつて二千数百億円に上るものを六割も七割も国庫で負担しなければならぬといふようなことになりまふことは、制度の建前からいへばかたがた思つてゐるようなわけでありまふ。結局比率をどうするかということ、当時の案では一律二割、今日は坑内夫二割、一般勤労者一割といふやうな国庫負担で、これをおしなべて二割という程度のこと、私どもとして主張いたしたという案をつくつたのであります。それにいたしまして先ほど申し上げた時期に参りますと、年金給付額の国庫負担は年間五百億ないし六百億程度になる計算になるのであります。

○小島委員長 他に三法案についての質疑はございませんか。

○小島委員長 他に質疑もないようでありますから、次に中野委員から比島戦犯の釈放状況並びに留守家族の諸問題について発言を求められておりますので、これを許可いたします。中野委員。

○中野委員 昨日来の新聞、ラジオ等によりましますれば、七月四日のフイリビンの独立記念日に際しまして、キリノ大統領は、日本国民のひとしく希望をしておりましたモンテンルバにおけると

ころの死刑囚並びに一般戦犯に對して、これを釈放あるいは日本國に送還するといふことが発表されておるのであります。このことは新聞、ラジオ等に発表されておるだけでありまして、まだ國會における公式の席上において外務省よりの発表を得ておられ、従つて外務省より出張所から得られた公報をば明らかにせられると同時に、今後のオーストラリア關係に對するところの外務省の考え方あるいは對策、それから今の実情等について御報告を求めたいと存するのであります。それに従つて逐次伺つて行きたい点がありますので、詳細なる御報告をお願いしたい。

○大江政府委員 ただいまフイリビンのモンテンルバにおります日本人戦犯の釈放に關しまして、フイリビンから参りました政府の公報というもののについて内容を話せということでございますが、一応経緯を申し上げたいと思ひます。

新聞にもございますように、七月四日のフイリビンの独立記念日に際しまして、キリノ大統領が日本人戦犯に特別の考慮を払つて何らかの措置に出るだらうといふことは、実は前から中川在外事務所長から一応の内報としては参つておつたのでございます。但しこれは限られた数字でございまして、今同様の広範なものには考へておられなかつたのでございます。またさういふ問題は非常にデリケートな問題でございまして、新聞に発表されますとおもしろくない影響もございまして、実は内々に伏せて参つたのでございまして、土曜日の、二十七日の午前中に電報が入りまして、実はキリノ大統領が二十七日の午後病氣療養のため

にアメリカに参るになつておりまして、その前に日本人戦犯に對する恩赦令に署名をするといふやうな情報に参つたのであります。さうして相当多数の日本人戦犯が釈放される、あるいは減刑されるだらうという情報は参つておつたのであります。但しこれは七月四日の独立記念日にその特赦令の署名を實際発表するまでは、絶対極秘でほしいといふことでありまして、そのつもりで参りましたところ、外国電報、UPあるいはAPが現地からこの問題を相當大きく打つて参りました。これは日本の新聞にも必ず出るだらうといふことを考へましたので、外務省といたしましては、折返して中川在外事務所長に對して、発表その他の点をどうするか、先方と打合してやるやうにといふふうな尋ねてやつたわけでございますが、これと行き違ひにその後の新聞に出ておりますやうな、多数の日本人戦犯が釈放されるあるいは死刑囚が無期に減刑されるというやうな情報が参つておりました。但しこれは容のフイリビン政府がどうとする措置につきましての情報でございまして、フイリビン政府からの正式の在外事務所長に對する通報、あるいはフイリビン政府の発表といふものは、実は二十七日一ぱいはなかつたわけでございます。昨日の午前中に公電が入りまして、フイリビン政府も七月四日の公表をまたずに繰上げて発表すると申しまして、大体次のやうな発表をいたしております。私は電報を實は用意して参りませんが、記憶によりまして申し上げますが、それとも一つは、フ

イリビン政府の正式の発表文といふものは、まだ入手しておりませんので、発表それ自体のものではないのであります。大體の内容をいたしましては、キリノ大統領はキリスト教精神に基いて、人道的見地より七月四日の独立記念日に際して、モンテンルバにおるフイリビンの對日協力者約三百人及び日本人の戦犯に對して特赦令に署名をする。日本人の戦犯者に關しては、無期刑以下の有期刑者に對してはこれを全部釈放する。それから死刑囚はこれを無期に減刑して、年内に國內に送還する。かういふ内容でございまして、さらにつけ加へまして、フイリビン政府は今回の措置は、今後の日比國交の改善に資するためこれをやるのである、特に懸案事項の解決、賠償問題の急速なる解決を希望するといふ旨を付言して発表をいたしてゐるやうな内容と考へております。先ほども申しました通り、発表文そのものの原文がまだ参つておりません。中川所長からの要旨をお伝えいたしますと、ただいまのやうなことになるかと存じます。そこで数字を私は今持つて参つておられますので、正確を期したいのでありますが、新聞に出ておられますのが大體間違ひございません。死刑囚五十九名のうち二名が特別のはからいで釈放の中に入るといふことになりまして、死刑囚五十九名のうち二名を除いた五十

七名といふものが無期となつて年内に送還される。あとの者、すなわち四十八名でございまして、これが七月四日に釈放されて内地へ送還される。但しこれは人名その他はフイリビン政府としては七月四日までは発表しない。また送還方法その他については何分とつ

さのことでございます。目下在外事務所長とフイリビン政府との間で話をいたしてゐると思ふのであります。これに關しましてはまだ電報に接してないわけでございます。外務省にいたしましては、この受入れ態勢あるいはこれに伴いますいろいろな法律關係もございまして、目下担当の局で鋭意研究中でございます。なるべく大勢の人々を早く國內に引取るという措置をとりたといふ考へております。これに伴ひまして、昨二十八日の午後六時に外務大臣の談話で、政府は公式の電報に接したといふことを前提といたしまして、ただいま申し上げたやうな趣旨の外務大臣の談話を発表いたしました。フイリビン政府に對する感謝の意も表しました。あるいは今後の戦犯に對する努力をするといふことも意思表示をいたした次第であります。

海外におります戦犯の關係は、ただいまも御指摘がございました。マヌ島の戦犯の方々でありまして、これをわれ／＼として何とか早く内地送還を実現したいと思つたのでございまして、この点につきましては、従来からいろいろ努力をして参りました。また現在向うに行つております西大使が内々いろいろな手を打つておられるやうなことであります。表面に正式に交渉といふのでございまして、非公式にいろいろやつております。何分最も對日感情がデリケートな豫州のことでございまして、思つてゐるものとの関連もございまして、早くさういふ交渉を成立させますれば、全般的の對日空氣の好転といふことも伴ひまして、マヌス

島の国内送還ということもそれによつて促進せられるのではないか。もちろん今回のフィリピン戦犯が帰るといふことが、漳州方面に対する一つの考案である要素になると思ふのでございませうが、漳州はまた漳州で、いろいろな立場をとつておるようございまして、ただちにこれが響くということにはたしてあり得るかどうか、多少疑問を持つておるわけでありませう。マス島からは、御承知のように最近満期になりました者が約二十三名でありませうが、帰つて参りました。さらに引続いて年内に三十数名の満期者が帰つて参りますが、いわゆる釈放なりあるいは減刑、こういうような措置による帰還といふことは、まだ目鼻がついていないような次第でございませう。

以上が大体フィリピンの戦犯に關します先方の公式の発表あるいは内容でございまして、また御質問の漳州關係の戦犯に關する現状でございませう。

○中野委員 再々非常に心配をしておりましたフィリピン關係の戦犯が、正式に釈放あるいは減刑をされるということ、これは、國家國民をあげてフィリピン政府の態度に対して感謝のほかはないのでありますが、重ねて大江官房長に伺いたいの、このフィリピン關係の中に韓國に籍のある人がたしかあると思ひますが、この人々はどうのくらの数がありまして、そうして釈放後の取扱ひ処置についてはどういうような考え方を持つておられるか、この際伺つておきたいと思ふのです。

○大江政府委員 実は突然でございまして資料を持つて参りませんで、正確な数字は後刻提出いたします。韓國人に対しては、釈放になり

まする人々はず一応内地に参りまして、その後本人の意思によりまして韓國に行く、あるいは内地に引續いておるといふことがきまる問題ではないか、こう考へております。もし死刑囚の中にございましてすれば、それが減刑になつて巢鴨にしばらくの間入ることになるでございまして、これは他の關係から考へましても、やはり当分の間巢鴨に服役するということになるのではないか、こう考へております。

○中野委員 さらに一点念のため伺つておきたいのです。新聞発表等によりまして、七月四日のフィリピン獨立記念日を期して全戦犯を特赦あるいは釈放するといわれておるのですが、ただいまの官房長の御報告を伺ひますと、まだ公報を受取つておらないから明らかではないけれども、本年中に釈放されるであらうとかいふお言葉があつたやうです。これはどの点が大体確定するのですか、あるいは今年中に事実上釈放するのですか、この点を明確にしておいていただきたいと思ひます。

○大江政府委員 無期あるいはそれ以下の有期刑については七月四日に釈放される、それから死刑囚が減刑になりました者は、年内に巢鴨で服役するたに送還するといふことがフィリピン政府の発表でございませう。ただ伝えられる情報と申しますか、先方の意向といたしましては、減刑になりました死刑囚についても、なるべく早い機会にフィリピン政府は釈放するだらうといふやうなことは情報として入つておりますが、政府として確信はいたしておりませう。

○中野委員 續いて援護庁に伺ひたいのですが、今の外務省の発表によりまして、七月四日にいよいよ死刑囚を除いて他の方々は釈放するといふのですが、これに対する援護庁の対策はどういうやうな方法をとつておられるか。たとへて言えば、配船の用意とか、引揚げ後の留守家族に対する援護方法とか、あるいはそれらの引揚者に対する援護処置とかいふような点については、おそろく万全の処置をとつておられることと思ひますが、これについての御意見を伺ひたいと思ふ。

○田辺政府委員 七月四日に釈放になります人たちの内地への送還方法の問題でございませうが、これは先ほどの外務省からの御答弁にありましたやうに、目下フィリピンの關係当局と中川在外事務所長との間において打合せをいたしておるという話であります。向うの船で送つていただければ一番いいわけでありませうが、もし内地から船を迎えにやらなければならぬといふことになりましたならば、早急に運輸省とも打合せをいたしまして手配をいたしたいと思ひます。

それから内地に歸つたあとの援護でございませう。これは従来ともできるだけ手厚くいたしておるのでございませうが、今後ともあたたかく受入れるやうにいたしたいと思つております。

なお今度申共から歸つて来た方々に對しまして一人一万円ずつの帰還手当を支給いたしておりますが、戦犯で外地から歸つて来られた方々に對しましても、一万円の帰還手当を支給するやうに手配をいたしておるのでございませう。なお今後とも十分検討いたしまして、こういう氣の毒な方々のお歸りを手厚く、あたたかく迎へるやうに手配

たしております。

○中野委員 どうも今の援護庁のお話を伺つて、いさゝか意外な感に打たれるのです。しかも発表されたのが土曜日のですから、外務大臣はこれに基いて外相談をば発表しておるのであります。しかも日にちは、きようはもう二十九日ですから、余すところわずか五日間です。現地において釈放される者に対して、短時日の間においてその処置が講ぜられなければならぬ。先ほど外務省の大江官房長のお話を承れば、前もつて内々その話があつた。ただそのことを公表することは、あるいは新聞等に発表することは、はなはだいろ／＼な支障があるおそれがありまして考へておられたやうであります。しかしながら外電等によつて、もはや内地においてもこれを隠蔽しておくことが不可能な状態にあるから、公報を待つてただちに発表したといふのです。してみれば援護庁においては、一つの政府の中にあつて緊密な連絡の上になつて、援護庁のその使命の本質からいつても、当然そういうやうな場合に對する万全の対策がなければならぬ。あと余すところ五日間です。そのわずかな日にちの中で、今日まだ配船の方法すらとつていない。この月曜日になれば、国会においてこのことが質問され、これに對する責任ある報告をするのが当然だと私は思ふのです。今のあなたのお話を聞いてみると、まことにたたりない。このことはひとり国会の反応だけではない。全國國民が關心を払つてゐる問題でありますから、それだけにこの国会を通じて、國民に安堵の意を持たせなければならぬ。こういう観点からいつても、フィリピンに

甘えて、向うの船で送つてくれといふやうなことを言つても送るわけがありません。今までの例からいつても、日本でそれ／＼のしたくをして、その人をお迎えに行くのが當然であります。このことに對するあなたの方の処置がないやうに聞きますが、一体ほんとうなのですか。それからもしかりにその用意を急速にすれば、現在華僑の引揚げ等について配船等が非常に難儀な面に直面してゐると思ふのですが、そういう場合の配船はどういう方法をとつてやられるつもりか、これをまず伺ひたいと思ふのです。

○田辺政府委員 実は私も、戦犯の釈放を承知いたしましたのは新聞によつて初めて承知したやうな状態でありまして、事前にそういう通報は何ら受けておらなかつたのであります。しかも土曜日も相当おそくなつてから承知したやうな次第でございまして、事前に何ら通告を受けておらなかつた。従来の例から申しますれば、確かにこちら側から船を出すのが例であります。が、りくつを申しますれば、向うから船で送るといふことも、あながち交渉をして不可能ではないと考へられますので、できませうればそれが一番いいのではないかと申つて御返事申し上げたわけでありませう。その辺がはつきりいたしまして、至急にこちらとして運輸省と相談をいたしまして、配船の手配をしなければならぬ。確かにできるだけ早くすることが望ましいのでありますから、速急に關係當局と相談いたしまして対策を講じたいと思つております。

○中野委員 これはあくまで怠慢のそしりは免れないのです。しかし今こ

でりくつを言っているときではありま
せんから、援護庁の方で急速に事を運
ぶと言われれば、しばしそれにゆだね
るはかに方法がないと思ひまするが、
このモンテンルバにおけるところの日
本関係の釈放される人々は、教の上か
らいえ大した人数ではないと思ひの
です。従つて、あえて船を向けなく
も、飛行機等によつてこれを内地に帰
還せしめるという方法もあると思ひの
です。こういうようなことについて考
えらるる余地があるかどうか、援護庁
の意見を伺ひたいと思ひます。

○田辺政府委員 大だいま飛行機とい
うお話でございますが、輸送の関係で
ございまして、私の方からは今ただ
ちにどういふふうにするということは
申し上げかねるであります。できる
だけ早く内地に帰還できるように関係
省とも連絡いたしまして、手配をいた
したいと思ひます。

○中野委員 重ねて申し上げますが、
もし万が一こちらの手配の悪い結果、こ
の人々をば七月四日より一日でも二日
でも向うでとまどわせるというような
結果が起つた場合においては、援護庁
が絶対責任を負つておやりになるかど
うか。もしそういうことのないように
するといふなら、七月四日釈放と同時
にこちらに引揚げさせるだけの用意を
十二分にするというのか。考へておき
ますとか、あるいはそういうような処
置をとりたいというふうな問題じゃ
ないのです。もうあと今日を入れて五日
間です。このわずかな日にちの間にそ
の処置を講じておかぬということ、は
まことに悪いと思ひます。どうなさ
るつもりですか。

○田辺政府委員 これから手配をいた
しまして、七月四日に向うに船が行く
ようにということ、は、時間の関係上あ
るいは間に合わないということも考へ
られると思ひますが、できるだけ早く
船の手配ができるように努力したいと
思ひます。

○中野委員 その場合、七月四日に釈
放になつても、日本政府の意図から、
この人々が本國に帰ることができぬこ
とになれば、たいへんな問題です。そ
うなると政府を非常に非難しまして、
日本國民の考へ方にも及んで来ると
思ひます。だから、万全を期さなけ
ればいけません。今あなたは新聞を見
て初めて知つたとおつしやるけれども、
外務省の方ではとつてに知つておつた
というのです。しかしながらその時期
は、そういうことを想像しておつて
も、そのことを発表することによつて
非常に支障が起つて来るおそれがあつ
たとおつしやる。これは無理かぬこ
とだと思ひのだけれども、同じ政府の
中においてそのくらい緊密な連絡が
とれぬわけはない。外務省の方に怠慢
なところがあるのか、あるいは援護
庁が全然無關心でおつたのか。現在フ
イリピンにあるいは漳州の戦犯に対
しては、何としても第一番に本國に送還
してもらわなければならぬ。御承知の
ように、巢鴨の刑務所に収容されてお
る八百有余の人々も、独立講和會議
の後においては、当然に釈放されると
大きな期待を持つておつたのです。と
ころが平和条約の十一條によつてその
ことも水泡に帰してしまつた。その後
におけるところの巢鴨の刑務所の悪化
したことは御承知の通りです。しかし
彼らもやにり日本人として、第一番に
何としても死刑の執行を停止しなけれ

ばならぬ、第二番には、この人々が全部
本國へ引揚げていただくような方法を
とる、第三番目に初めて全員の釈放を
こいねがうというふうな三段階におい
て、巢鴨の戦犯諸君も今日までこらえ
て来たのです。この人たちは一日千秋
の思ひでいづゆる幽閉の身を過してお
られたのです。こういうことを真剣に
考へたならば、こういう場合にすぐ即
行のできるような対策がなくてはなら
ぬと私は考へるのです。このことが援
護庁にないに至つては言語道断だと言
つても、私は過言でないと思ひの
です。しかしこのことははやこで議
論をしてゐるよりも、実行に移るとき
ですから、万全の用意をしていただい
て、そして万さうなことがないよう
に努力をしていただかなければなら
ぬ。

さらに何つておきたいのは、先ほど
外務省の方に伺つたのですが、フイリ
ピン關係の韓國人は釈放後、相當問題
を起してゐるのです。現在において
も、相模原国立病院の傷病者の中に
四、五人おるようですが、なか／＼デ
リケートな關係があるのです。これに
對する援護方法はどうかという処置をと
れるか、援護庁に伺つておきたいと思
ひます。

○大江政府委員 韓國人の問題につき
ましての中野委員からの御質問に對し
て、私のところに資料がないので後刻
調べた上で申し上げると述べたのであ
ります。担当の庶務事務官が参つて
おりますので、手持ちの資料によりま
す。今回のフイリピンの戦犯者の中
には韓國人は入つておりません。

○中野委員 もう二点伺つておきたい
のですが、この釈放を受けられた人々
に對する援護方法は、先ほど一万円ず
つの旅費云々というお話がありました
が、しかしながら従来の舞臺等の例を
見まして、さういふ少額の費用をも
つてそれ／＼の自宅に引取らせるとい
うことは事実上なか／＼難儀でありま
す。特に今回の場合には、事情がまつ
たく違ひのありますから、これに對
して特別の措置を講ずるお考へがある
かないか、これについて援護庁のお考
えを求めたいと思ひます。

それからついでにもう一点伺つてお
きたいのは、この人たちが引揚げられ
た後におけるそれ／＼の生活というも
のは困難だと思ひますが、これに對
する援護の方法はどういうことをされる
つもりであるか、伺ひたいと思ひま
す。

○田辺政府委員 戦犯の方々に對しま
しては、特別未帰還者とみなされまし
て、現在特別未帰還者の給与方法が適用
になり、その援護を受けておられま
す。その内容は、歸つて来られたとき
に、歸郷雜費と申しますが、お宅へ歸
られるまでの距離に應じて千円ないし
三千円の給与が出ております。そのほ
かにこのたび当座のいろ／＼な経費と
いたしまして一万円の歸還手当という
ものを差上げるようにいたしましたので
ございます。もちろんその他歸られまし
てからの生活援護につきましては、一
般の援護のほかに、更生就職であると
かあるいは生業資金であるとか、その
他いろ／＼の面があると思ひます
が、それらにつきましては、現在厚生
省でやつております引揚者援護のいろ
いろの仕組みもございまして、それ
に準じてお世話をするようにいたした
と思ひます。

○中野委員 大江さんに特別にお願いし
ておきたいと思ひますが、死刑囚が減
刑されて無期囚になつて七月四日に釈
放されるかどうか、本國に送還される
かどうか危ぶまれておるのであります
が、外務省におかれましてはむろんの
ことではあります。この人々をば同時
に本國に送還のき得るようには、今年中
などというふうな考へを持たずに、こ
いねがわくは同時期に本國に送還ので
きるようには、さらに一段とフイリピン
政府に對して懇願をし、十二分に遺憾
のないように御努力をお願いしたいと
存するのではありません。私はこれ以上
とは申しませんが、援護庁において
は七月四日というさつきゆうな場合で
ありますから、万全を期して、遺憾の
ないようにはしていただきたいといふこ
とを心からお願ひしておきます。

○長谷川(保)委員 今中野委員が言わ
れましたように、死の恐怖に襲われつ
つ一日千秋の思ひでこの日の来るのを
待つておりましたモンテンルバのこれ
らの同胞に對しまして、政府の對策と
いふものはまさしく失態だと思ひま
す。どうか中野委員の希望せられまし
たように、すみやかに万全の策をつ
つていただきたいということを切望す
るものであります。

同時にもう一つ伺つておきたいこと
は、マヌス島の戦犯は、あと死刑、無
期、有期についてどういふような数字
で残つておりますか。

○田辺政府委員 お答えいたします
が、私今この問題で参つたものではあ
りませんが、資料が不確実でござい
ますが、死刑はございせん。無期は
ございせん。あとは無期刑……。

○長谷川(保)委員 何人おりますか

○中野委員 大いさん特別にお願いし
ておきたいと思ひますが、死刑囚が減
刑されて無期囚になつて七月四日に釈
放されるかどうか、本國に送還される
かどうか危ぶまれておるのであります
が、外務省におかれましてはむろんの
ことではあります。この人々をば同時
に本國に送還のき得るようには、今年中
などというふうな考へを持たずに、こ
いねがわくは同時期に本國に送還ので
きるようには、さらに一段とフイリピン
政府に對して懇願をし、十二分に遺憾
のないように御努力をお願いしたいと
存するのではありません。私はこれ以上
とは申しませんが、援護庁において
は七月四日というさつきゆうな場合で
ありますから、万全を期して、遺憾の
ないようにはしていただきたいといふこ
とを心からお願ひしておきます。

○長谷川(保)委員 今中野委員が言わ
れましたように、死の恐怖に襲われつ
つ一日千秋の思ひでこの日の来るのを
待つておりましたモンテンルバのこれ
らの同胞に對しまして、政府の對策と
いふものはまさしく失態だと思ひま
す。どうか中野委員の希望せられまし
たように、すみやかに万全の策をつ
つていただきたいということを切望す
るものであります。

同時にもう一つ伺つておきたいこと
は、マヌス島の戦犯は、あと死刑、無
期、有期についてどういふような数字
で残つておりますか。

かりません。

○広瀬政府委員 今百七十三名おられます。

○長谷川(保)委員 どうかこれらの諸君に對しては、先ほど大江政府委員からお話のように十分な手を打たれるように切望いたします。

○中川(源)委員 ただいまの中野委員の御発言に對して閣下して申し上げたいと思ひます。今回のフイリピンに減刑並びに釈放につきましては、われわれ同胞のひとしく感謝と喜びにたえぬ次第であります。この機会におきまして、われわれ委員の名をもちまして、あるいはまた国会の決議ならさらにつくことと存じますが、感謝の意を表することが適當であらうと思ひますので、ごさいませが、そういうようなことを先ず各位の御同意が得られますならば、そういう手續をとつていただいたらどうか、こう思ふのであります。それをさらにまた多数の者がまだ釈放になつていない、これらに對しては一日も早く減刑をされるよう御とりはからいをお願いしたいというような、感謝と同時に、ひとつ依頼のとりはからいについて中川所長に對して、そういう交渉をしてもらつたらどうか、こう思ふのであります。今回ことに東郷の刑務所では、戦前に沸いておるのであります、非常に期待しておるところが多いのです。それを一層力づけるために、ただフイリピンだけでなく、瀛州あるいはまたオランダとか、各方面にまだ抑留されておる方々に對しては、一日も早く釈放の手續ができますように、あらゆる手配をお願いしたいと思ふのであります。

第一類第八号 厚生委員会議録第九号 昭和二十八年六月二十九日

それと同時に私が非常に氣にかかっている問題は、フイリピンにおきましては何万という、あるいは何十万かもしれない。多数の戦死者を出したもので、それらの方々の遺骨につきましては、引揚援護庁から世話課に對して遺骨の受渡しをする場合に、ほとんどその遺骨の中には位牌ぐらゐしか入つておらないのです。本物の遺骨を入れていないという向きが多いのです。あちらの方で一体どうなつておるかというところにつきまして、レイテ島とかあるいはその他の島におきまして全滅をしたような場合が多々ございまして、その消息すらも私どもは不明でございます。はたして墓地なんかを設けて適當な埋葬をされておるものであるかどうか、あるいはまただれそれの遺骨がどこにあるかというように、それが判明しておりますならば、將來その遺骨をいただきに参り、あるいはまた向うでお申いをするというように、ことなどをしていただければならぬと思ふのでございませが、これらについてひとつ中川所長に對して、今までお問合せなかり、適當な調査をなされたことがありません。この機会にお教を願ひたいと思ふのでございませ。もしも適當な対策ができておらぬということとございませ。この機会にあらゆる方法を講じて、戦没者の遺骨の處理に對してのお問合せを願ひたいと思ふのでございませが、いかがでございますようか。

○小島委員 中川委員に申し上げます。感謝決議につきましては、先ほど外務委員会の方で全会一致で感謝決議を出そうということになつておるようであります。

また引揚援護につきましての事務は、実は厚生委員会ではなくて引揚特別委員会の方に移しておりますので、その方面でしかるべく手配がなされると思ひます。その他質問の点については政府委員からお答えいたします。

○大江政府委員 この機会に關係各國、ことに瀛州その他の方面に對してさらに釈放の方の努力をせよという仰せでございませが、われわれもまつたく同感でございませ。昨日ただちにフイリピン政府のとりました措置を、日本の戦犯の關係を持つておるまする在外の大公使に通報いたします。ともに、今後とも戦犯問題の釈放に、あるいは減刑に努力するように訓令を出したわけでございます。また今後ともいろいろ方法によりましてこれを推し進めたいと思ひます。

次にフイリピンにおきまする遺骨の問題、私は正確なことを承知しておるまいが、フイリピンにおきましては、まだ今日までのところ對日感情、あるいは国内の治安關係、その他から見まして、そういう奥地なりあるいは旧戦場に日本人が調査その他に行きよるような状況ではなからうと思はれるのでございませ。この問題はまだ正式に中川所長が先方と話し合ひをいたしておらないと思ひます。今後對日感情が好転いたしますか、あるいは日比の關係がますますよくなることに伴ひまして、当然この問題を解決しなければならぬと思ひます。おきませが、いずれも中川所長と十分打合せの上善処いたしたいと思ひます。

○中野委員 大日本國に歸る教といふのは、かりに死刑囚が無期刑になつて二名が釈放されるであらうといへば五十七名ですから、この人々は一応落しませても、あとの七月四日に釈放されるであらうと思ひます。何名でありますか。

○大江政府委員 その死刑囚の二名が釈放されて一緒に歸るといたしまして五十一名でございませ。

○中野委員 そこで田辺さんにもう一ぺん伺つておきたいのです。これは大なる問題ですから、しつこいようです。がしんぼうしていただきたい。五十一名である、これは給をまわすといつてもなか／＼たいへんなことだらうと思ひます。むしろそれよりも先ほど申し上げましたように、飛行機の關係等はきつめて頻りにフイリピンと日本の間を通つておるのですから、これに便乗せしむるというような考え方を持たれたらどうかと思ひます。あるいは特別にチャーターして來るとか、あるいは考え方を持たれることが私はよいのではないかと思ひます。

さらにそこで伺つておきたいのは、万が一この飛行機の場合を考慮に入れたら、この手配がつかないとか、あるいは降着される人々に本國からお迎えの配給ができない場合を想像したとき、七月四日に釈放される人々、一本本國からの迎えは來ない、どういふ結果になるかといふことを私は非常に憂慮するものなのです。この場合援護庁の方でどういふ処置をされるか、外務省とされてもどういふような処置をされるか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○大江政府委員 先般中野委員から、七月四日に釈放されて、そのときまでに送還の配給なりあるいは飛行機の手続が終らぬといふことは、向うにおられる方々には氣の毒ではないか、また政府として怠慢ではないかといふお話がありました。歸國を望んでおる方々を、一日も早くお連れすること、は當然でありますけれども、実は七月四日までフイリピン政府は発表をしないといふようなこととございませ。七月四日に特赦令が交付されまして、即日それらの方々をお歸しするといふことは、事實上は不可能ではないかと考えておつたのであります。そこで現在中川所長と電報を往復いたしております。一刻も早く、どういふ方法により、何名、いつごろ歸るやうな手配をするかといふ第一の点を確めたいと思つておりますが、これによりまして、援護庁その他と十分緊密に連絡してやりたいと思ひます。実は最初これほど大きな範圍の釈放があるとは思ひませんでした。あるいはもつと簡単にできると思つておつたのであります。が、これはまつたく先方の好意によつて、こゝろ事情になりましたので、政府といたしましては、極力これに對峙するやうに全力をあげてやりたい、こう考えております。

○中野(四)委員 ちよつと私納得が行かないのですが、七月四日にかりに特赦令が出て、すぐに釈放するかしなにかわからないといふことは、こちらの想像であつて、事實上においては出さないかもしれないし出さなくてもいい。特に私が心配しますのは、かつて中共あるいはソ連地区から引揚げて参りました方々に、私は舞鶴の港へ行つて、一番最初の高砂丸のときにお目に

かつた。一番最初に上陸した人たちの気持は非常に強いものでしたが、その中から特に私の感じたことは、ナホトカまでせつかく引揚げて来たにもかかわらず、日本の配給準備が完全でなかつた。従つて若らは帰らないというような当時の誤解が非常に大きく、悪い影響を及ぼしたことは御承知の通りなんです。当時本國では、皆さん方ももちろんそうでありましたでしょうが、あらゆる面において、この人たちの引揚げ帰還に対しては万全を期しておつたのだが、それでそれという非難を受けて非常に迷惑をしたことが、まだ記憶に新たなところがあります。特に今度の場合は、先ほど大江さんのおつしやる言葉を聞けば、釈放するかしなにかはわからないというのは、これはお互いの考え方であつて、当日釈放するかもしれないので、そのときの用意はしておかなければならぬわけですが、もしこの用意がないために、そういう非難あるいは責任を問われた場合には、当然その面には責任は受けなければならぬのです。従つて私は先ほど申し上げた便法論として、人員の上からいへば五十一名なんですから、この人々がいわゆる一日千秋の思いをもつて本國の土の上にかく足をおろしたいという念願を、何とかしてかなえる方法、あるいは先ほど私が希望いたしましたように、死刑囚で無期囚になつた人たちが同時に五十七名帰して来られるかもしれないのですから、そういう面におけるところの万全の用意をしなければならぬ。四日にされないいかもしれないしされるかもしれないのであるから、この点を特に考慮に入れて用意をしていただきたいと思

います。以上で私の質問を終わります。
○小島委員長 他に本件について発言はございませんか。

○小島委員長 それでは国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。杉山元治郎君。

○杉山委員 一点お伺いしたいと思うのですが、改正案の趣旨については、赤字を解消いたすこと、また貸付のわくを拡大すること、貸付の年限を延ばすこと、これには非常に賛成であり、政府の手に非常に敬意を表するものですが、私の伺いたいと思ひます点は、このように一部改正をして赤字を解消しまして、また赤字が出るようなこととは困る。それで国民健康保険が今日のように再建整備をしなければならぬ、この点突きとめて解消しなければならぬ、同じことを繰返さなければならぬのではないのか。こういう意味で、私は政府に、国民健康保険が今日までうまく行かなかつた点はどういうところであるかというのを、よく伺いたいと思ひます。

○久下政府委員 国民健康保険が、全体としてうまく行つていないのでありますが、ただ中には、非常によく行つていゝところもござります。何分にも五千百余人に上る保険組合があるわけでございます。個々の事情によつて非常に差異があることは申すまでもないことである。その事情は各保険者なりその地域によりまして非常に違ひがございまして、一概にこれといふことを断定することはできないと思ひますが、おもな原因を検討して見ます

と、一つには、健康保険と違ひます。いわゆる自営者の保険、従ひまして保険料の徴収等も、健康保険のような事業主が俸給から源泉徴収するというような意味の徴収がでない事情がござります。その他農村の特別な事情で現金収入が比較的少いという様なこと、国民健康保険が他の社会保険に比較して困難な状態に陥つてゐる原因であると思つております。また一つには、ごくまれではございませうけれども、被保険者である一般住民の理解が、まだ十分でないところがある。またそれに連連して運営の面

に当る人の、認識の薄さというところもある。また更に熱心にやりました、成績のあらがらないというところもござります。さらにまた、むしろこれは理解が非常に行き渡りまして、国民健康保険の受診率が高くなつて参りましたために、財政力との関係上運営が困難を来しておるというところもござります。いろいろあげて参りますと、以上申し上げたような点がおもな問題であらうと思ひますが、これがそれぞれ別個に、あるいは重複して原因となつて現れておると思ひます。

○杉山委員 お示しのように、国民健康保険は、中には非常にいい模範的な組合もあることは私も承知いたしております。しかし大多数が再建整備をしなければならぬような困難に立っている。その根本原因は、お話のように関係の農村の人たちが、保険思想というものが非常に十分でないというところ、あるいは町の人たち、労働者諸君のように、現金収入がないのに、掛金は現金でして行かなければならないという点が、非常に掛金に困難を来しているという様なこと、あるいは今お話のように、事業家がこれに負担する人たちが余計出さなければならぬので、負担の不均衡の問題から来る不平等がある。あるいは特に医師の協力がな

いという様な問題が、お話のように大きな原因になつておつたと思ひます。ありますが、それならば、一面において今お話のような再建整備をしていただきますとともに、その根本原因になつておる点を除去していただきますために、厚生省がいろいろとつていただかなければならぬことであつて、そういう点についてどう御所存を持っておられるのか、一応伺つておきたいと思ひます。

○久下政府委員 再建整備資金の貸付につきましても、貸付をいたします条件が非常にむづかしくなつておるのでございまして、これは一つには、貸付をするのであるけれども、努力をしないう成績が悪いような保険者には貸付がでない、これは将来の償還のことを考へてはありますけれども、同時にまた一つには、奨励的な気持も含めてあるわけでございます。この点で先

ほど申し上げました国民健康保険の不振な事実に対する一つの奨励の方法といたしたいと思つております。

なお新たに昭和二十八年年度予算案に組み入れてございまして助成交付金として、療養給付費の一分五厘相当額を補助することになつております。この交付につきましても、やはり以上申し上げたような諸原因を除去いたしまして、まず保険者の努力が現れておるかどうかという様なことによつて、貸付制度と同じように、保険料の徴収成績のいかんによつて、交付額に差等をつけるということも考へております。これは裏を返して申しますれば、今お話の中にあつた被保険者なり被保険者と申しますか、一般の住民のこの制度に対する理解の程度はかかることができると思ひます。それからさらには非常に努力をいたしまして、もと／＼その町村の財政力が弱いために、成績が上らぬ、あるいは被保険者の非常な理解があつても、負担能力がないという様なことで成績が上らない場合もござります。そういうものにつきましても、財政力調整交付方式という様なことを考へまして、補助金の交付をいたす所存でございます。さらにまた先ほど申し上げたのでありますが、受診率が他に比較して非常に高くて、そのために経営困難な保険者もござります。そういう場合には他の一般の平均以上に受診率が高くて、従つて保険料を上げなければならぬ様な地域につきましても、その分について補助金の交付を考慮してやるという様なことを考へております。その他の大部分の残りの金は、そ

ういうような方法で二十九億六千万円の助成交付金も交付をいたしまして、こうした方法によつて、国民健康保険不振の原因でありますいろ／＼な諸条件を改善するようにいたしたいと思ひますが、同時にまた一般行政措置といたしましても、私どもとしては、貸付金なりあるいは助成交付金が出ます機会に年次計画を各国民健康保険の保険者につくらせまして、その年次計画によつて再建整備をするようにいたしたい、こう考えております。

○小島委員長 本案について他に質問はございませんか。——それでは質疑はこの程度にいたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。次会は明三十日午前十時より開会いたします。

午後零時三十五分散会

昭和二十八年七月三日印刷

昭和二十八年七月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局